# 1. 中国

# 1.1 中国の基本情報

# 1.1.1 廃棄物処理·3R関連情報

### (1) 廃棄物処理·3 R制度

廃棄物に関しては、各種法規制を整備して、取り組みを進めている。

# ① 資源総合利用の展開に関する暫定規定の通達

1985年9月30日には、国務院からの通達に基づいて、国家経済委員会(現在の国家発展改革委員会)が、「資源総合利用の展開に関する暫定規定の通達」を発布した。本通達では、国家が、企業の資源総合利用を積極的に推進し、これに倣う生産や建設に対し優遇政策を適用することが規定され、優遇政策の対象を示すために、資源総合利用目録が策定された。

# ② 循環経済促進法(2009)の制定

中国では、循環経済の促進のために、新たに循環経済促進法を交付した。公布日は 2008 年 8 月 29 日であり、2009 年 1 月 1 日に施行されている。循環経済促進法は減量化と再資源化について以下のような規定を定めている。

表 1 循環経済促進法の減量化と再資源化に関する規定

減量化	・技術、製法、設備、材料、製品等について、使用を奨励するもの、限定的使
	用とするもの及び使用を禁じる(淘汰)ものについて国がリストを作成し、
	淘汰リストに挙げられたものは使用が禁止される(第 18 条)
	・ 回収、解体、分解が容易にできる設計や無毒無害材料の使用が奨励され、電
	子機器製品を解体・処理する際には、有毒有害物の使用が禁止される(第 19
	条)
	・ クリーンエネルギーの使用、自動車製造企業は国が規定する燃費基準に基づ
	き燃料節約技術を採用し石油消費量を減少させること、国家機関等における
	事務用品の節約、使い捨て製品の生産及び販売の禁止等、具体的な規定が置
	かれる。
再利用及び資源化	・ 回収対象となる製品及び包装物については、国務院が"強制回収リスト"を
	作成し、それぞれの生産企業が責任を持って回収し再利用するほか、技術
	的・コスト的に再利用に適さないものは、当該企業が無害化処理することと
	される (第15条)
	・ 水資源については、個々の企業における再利用、循環使用等による効率的使
	用と、廃水の再生利用を可能とする設備の導入が求められる(第 31 条)
	・ 産業パーク等における複数企業間での循環使用が奨励されている(第29条)
	・ 企業間の廃棄物交換を促すために産業廃棄物交換情報システムの構築及び
	廃棄物回収の制度的整備が謳われる。地方政府は環境保護、安全及び消防等
	の規定を満たす廃棄物回収ポイントと廃棄物取引市場を設けることとされ
	る (第36.37条)
	・ 電化・電子製品を回収後、再生する場合は再利用製品基準を満たし、販売に
	当たっては再生商品であることを示すマークを貼付しなければならない (第

19条、39条)

- ・ 重要な革新的技術の研究、応用及び産業化については、国又は省レベルの関連計画に繰り込んだ上で、財政的支援を行うとされる(第 42、43 条)循環経済の促進に資する産業活動や省エネ及び節水関連技術、設備、製品の輸入については税制面で優遇される(第 44 条)。
- ・ 淘汰リストに挙げられた技術、製法、設備、材料、製品等を生産又は輸入する企業に対しては、金融機関はいかなる信用供与も行ってはならない(第45条)
- ・ 組織や個人が、水、電気、ガス等を節約し合理的に使用する方向へ導くため に価格調整の実施、ごみの分別、収集、運搬、集積、利用及び処理に専ら充 当されるごみ排出費用徴収制の実施、廃棄物の回収を奨励する措置として新 品との交換及び保証金方式の採用が規定されている(第46条)。

出典:国立国会図書館調査及び立法考査局「外国の立法」(2008.10)

循環経済促進法の和訳は、以下のウェブサイトで入手可能である。

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE04.htm

# ③ 個別リサイクル法の整備

以下の通り、個別リサイクル法の整備が進みつつある。

- 包装資源リサイクル暫定管理規則(1998)
- · 报廃汽車回収弁法 (2001)
- ・ 電子情報製品生産汚染防止管理便法(中国版 RoHS)(2007)
- ・ 廃棄電器電子製品回収処理管理条例(中国版 WEEE)(2009)

特に、2009 年に制定された中国版 WEEE は、2011 年 1 月に施行され、廃家電 5 品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・パソコン)のリサイクルが義務化されている。

#### 廃棄電器電子製品回収処理管理条例(中国版 WEEE)(2009)の概要

2009年の2月25日に、廃棄電器電子製品回収処理管理条例(中国版 WEEE)が公布された。 施行は2011年1月1日である。本法律のポイントは、廃棄電器電子製品処理基金の設立、 廃棄電器電子製品処理資格の導入である。

第七条:国家が廃棄電器電子製品処理基金を設立し、廃棄電器電子製品の回収処理費用の補てんに用いることが定められている。電器電子製品の生産者、輸入業者およびその代理人は、この規定に基づき廃棄電器電子製品処理基金への納付義務を履行するものとされている。

また、廃棄電器電子製品が適正に処理されることを保障するため、資格のある者しか処理できないことを明文化し、その審査許可権限を市レベルの環境保護主管部門に付与することとした。また、生産者が自らあるいは販売者、補修業者、回収業者などに委託して回収することを奨励している。資格の取得には、以下の要件を満たすことが必要である。

・ 廃棄電器電子製品処理設備を完備していること

- ・ 完全には処理することができない廃棄電器電子製品について適切な利用または処置 の案を有していること
- 処理対象とする廃棄電器電子製品にふさわしい選別、包装およびその他の設備を有していること
- ・ 安全、品質、環境保全関連の専門技術要員を有していること

廃棄電器電子製品回収処理管理条例の原文は以下のウェブサイトで入手可能である。

http://www.gov.cn/zwgk/2009-03/04/content\_1250419.htm

・生活ゴミ焼却汚染の規制基準

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE05\_13.htm

· P. C. B を含む廃棄物汚染の規制基準

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE05 16.htm

・悪臭汚染物の排出基準

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE05\_17.htm

·都市下水処理場汚染物排出基準

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE05 24.htm

·中華人民共和国実固体廃棄物環境汚染防止法(2005年4月1日施行)

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE04\_14.htm

・危険廃棄物移転の綴り証票管理方法

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE04\_19.htm

・「廃棄電池汚染防止技術政策」の発布に関する通知

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE04 20.htm

・都市生活ゴミの処理及び汚染防止技術政策

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE04 61.htm

・国家危険廃棄物リスト(2008.8.1) (PDF)

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/down/cne0401.pdf

· 有害廃棄物輸出許可審査管理弁法

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE04 70.htm

· 電子廃棄物環境汚染防止管理規則

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE04 69.htm

· 廃棄家電 · 電子製品汚染防止技術政策

http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE04 74.htm

(2) 廃棄物処理・3 Rに関係する中央政府や地方自治体の行政機関、関係団体等に関する情報

廃棄物に関しては環境保護部に加え国務院の管轄下にある「国家発展改革委員会」、「建設部」及び「各省・直轄市政府」がそれぞれの職務権限内において、固形廃棄物による環境汚染の防止および管理に関する責任を負っている。

固体廃棄物(危険廃棄物含む)の収集、処理、処分には地方政府が発行する廃棄物処理 行政許可がある企業が実施する。中国における固体廃棄物は危険固体廃棄物、生活ごみと 工業固体廃棄物(危険性がない一般固体廃棄物)を含み、それぞれの収集、処理、処分方 式が違って、監督管理責任者も異なる。

市	担当部署					
天津市	天津市環境保護局(固体廃棄物管理処)が固体廃棄物(主に危険固体廃棄物)					
	の収集、処理、処分企業の日常運営作業などの監督管理責任を負っている					
開封市	開封市環境保護局環境衛生部門が生活ごみの収集、処理、処分に関する日常					
	運営作業などの監督管理責任を負っている					
	開封市環境局汚染管理処が工業廃棄物の管理監督責任者を負っている。					

例:地方政府における廃棄物担当部署の例

産業廃棄物は、多くが有価であるために、事業者が有償にて処理業者に引き渡している。 産業廃棄物は、多くが有価でリサイクルされている。有害廃棄物については、省/特別市の 環境保護局が許可を与える有害廃棄物処理業者によって処理されているが、一部は無許可 の業者によっても処理がなされている。

#### 主な関連政府部門とその職責:

#### 発展改革委員会(発改委) http://www.ndrc.gov.cn/

- (一)国民経済と社会発展の戦略、中長期計画と年度計画の立案を行い、实施する。調和の取れた経済社会の発展のための調整と、国内外の経済状況の研究・分析を行う。国民経済の発展、物価を調整し、重大な経済の構造の改善に関する目標や政策を提出する。各種経済手段や政策の総合的な運用に関する提案を提出し、国務院の委託を受け全国人民代表大会に国民経済と社会発展に関する計画の報告を提出する。
- (二)マクロ経済と社会発展の状況を監督する。予測、警告、誘導を担当する。マクロ経済 の運営、全体的なバランス、国家経済の安全、産業全体の安全など重要な問題を研究し、 マクロ的調整政策を提案する。経済運営中に発生する重大な問題を解決し、経済運営を調 整し、重要物資の緊急調達と調和の取れた交通輸送を行う。
- (三)財政や金融などの分野の状況を取りまとめ、財政政策、貨幣政策、土地政策の制定、 立案に参加し、価格政策を实施する。財政、金融、土地政策の实施効果を総合的に分析し、

価格政策の实施を検査監督する。国家が管理する尐数の重要商品価格と重要料金徴収基準を制定、調整し、法により違法価格行為や独占価格行為などを取り締まる。全ての経路による外債の総量をコントロールし、構造改善と監督業務を担当し、国際収支のバランスを促進する。

- (四)調和の取れた経済体制に向けた改革を推進するよう指導し、経済体制改革と対外開放に関する重大な問題を研究し、総合的経済体制改革案、関連する専門的経済体制改革案の立案を実施する。重要な専門的経済体制改革における関連部門との連携を強め、経済体制改革の試験的実施ポイントと改革試験地区での業務を指導する。
- (五)重大建設事業と生産力配置の計画責任を負い、社会全体の固定資産投資規模と投資構造の調整目標、政策、措置を制定し、中央政府の投資と重大建設事業に関わる専門的計画のバランスを維持する。中央財政による建設資金を取り決め、国務院の規定する権限に沿って重大建設事業、重大外資事業、国外資源開発などの重大投資事業、巨額投資事業を審査、承認する。国外ローン建設資金の使用を監督指導し、民間投資の方向性を導き、外資利用と国外投資の戦略、計画、全体的なバランスと構造の改善に関する目標と政策を研究し提出する。重大建設事業の査察を指導する。工事コンサルティング業の発展を指導する。(六)経済構造の戦略的調整を推進する。総合的産業政策の立案を組織し、第1次、2次、3次産業の発展に関する重大な問題の調整と、関連する発展計画や重大政策とのバランスを図り、国民経済と社会発展の計画とのバランスを取る。農業と農村経済社会発展における重大な問題を調整する。関連部門と共にサービス業発展戦略や重大政策、現代物流業発展戦略、計画、ハイテク産業発展、産業技術進歩に向けた戦略、計画、重大政策を立案し、重大技術の設備普及応用等の重大問題の解決を強調する。
- (七)主要経済機能区に関する計画の編成と実施、評価監督の实行責任を負う。区域経済の発展と西部地区開発に向けた取組みを組織し、東北地域など重化学工業拠点を振興し、中部地域振興戦略や、計画・重大政策を促進する。都市化発展戦略と重大政策を研究・提出し、区域経済のバランスを図る。
- (八)重要商品の総量バランスとマクロコントロールの責任を負い、重要農産品、工業品、原材料の輸出入総量計画を立て、監督実施する。経済運営状況に基づいて輸出入総量計画に調整を加える。国家戦略物資備蓄計画を立案し、国家戦略物資の備蓄、運用、循環、管理を組織し、関連部門と共に、食糧、綿花、砂糖などの備蓄を管理する。
- (九)社会発展と国民経済発展の政策を結合連携させ、社会発展戦略、全体計画、年度計画の制定を行う。人口、計画出産、科学技術、教育、文化、衛生、民生などの発展政策の制定に参加し、社会事業の実施を推進する。就業促進、収入分配の調整、社会保障と経済の強調的発展改善に関する政策を提案する。社会事業の発展と改革における重大な問題及び政策を調整する。
- (十)持続可能な発展戦略を推進し、省エネ・排出削減に向けた総合的な調整を図る。循環 経済の発展、社会全体のエネルギー資源節約と総合利用に関する計画及び政策措置の制定

を組織し、実施する。生態建設、環境保護計画の制定に参加し、生態建設、エネルギー資源節約と総合利用に関する問題を調整する。環境保護産業とクリーン産業に関する調整作業を実施する。

- (十一)気候の変化に対応する重大な戦略、計画及び政策の制定に向けて組織し、関連部門 と共同で気候の変化に関する国際会議に参加し、国家としての国連気候変動枠組条約履行 に関する業務を担当する。
- (十二)国民経済、社会発展、経済体制改革、対外開放に関する法律法規の草案を起草し、 部門規定を制定する。規定に基づき全国の入札業務を指導し、協調を図る。
- (十三)国民経済動員計画の制定を組織し、国民経済動員と国民経済、国防の関係を研究し、 関連する重大問題を調整する。国民経済動員に関する業務を組織・実行する。
- (十四)国家国防動員委員会に関わる具体的な業務と、国務院の西部地域開発リーダーチーム、東北地域などの重化学工業拠点振興リーダーチーム、国家の気候変化対応及び省エネ排出削減のリーダーチームにおける具体業務を担当する。
- (十五)国務院が指示するその他の事項を担当する。
- その他、国務院の規定に基づき、国家食糧局、国家エネルギー局を管理する。

# 国家エネルギー局 http://nyj. ndrc. gov. cn/

- (一)エネルギー発展戦略を研究し、提出する。エネルギーの状況を監視し、エネルギーに関する調査と動向の分析を行う。エネルギーに対する国民経済と社会発展の需要を研究し、国民経済と社会発展の需要を満たし、安全なエネルギーを確保すべく戦略を提出する。
- (二)エネルギー計画と年度指導性計画を研究、立案する。エネルギー関連の探査開発、技術革新、生産建設と省エネの調査を行い、重大問題を分析する。エネルギーに関する目標と対策を提出し、エネルギー探査開発、生産建設と市場供給構造の計画を行う。エネルギーに関する重大事業の審査を行う。
- (三)エネルギー政策と産業政策を研究、提出する。エネルギーの需要と供給のバランスに対する財政税収政策、金融政策、価格政策、貿易政策、外資政策、消費政策の影響を分析する。エネルギーの発展、省エネ、安全と技術革新を促進する政策意見を提出し、関連する法律法規を起草する。エネルギー産業の技術法規と技術基準の立案を指導する。
- (四)エネルギー体制の改革に対する意見を研究、提出する。エネルギー体制の調査を組織 し、重大問題を分析する。改革に対する意見を提出し、重大問題の調整を図る。
- (五)持続可能なエネルギー戦略の实施を推進し、再生可能エネルギーと新エネルギー の開発利用、及びエネルギー業界の省エネ、総合利用と環境保護作業を推進する。
- (六)政府のエネルギー対外提携と管理の機能を履行する。エネルギーに関する重要な対外 提携事業の審査、エネルギー探査開発、生産建設、技術交流など対外提携の組織調整作業 を担当する。国外のエネルギー機構や国際エネルギー組織、エネルギー会議 との対話連絡を担当する。国外のエネルギー情報と政策を把握する。

- (七)エネルギー分野における重点企業の発展計画と生産建設計画のバランスを図り、 企業の生産建設における重大問題の解決に向けて調整する。
- (八)地方のエネルギー発展計画を指導し、地方のエネルギー生産建設と供給のバランスを 図る。
- (九)国家の石油備蓄を担当する。
- (十)発展改革委員会の幹部が指示するその他の事項を請け負う。

処級機構として局内に以下の部門を持つ:総合部、国際提携部、電力部、エネルギーリサイクル部、石油天然ガス部、石炭部、石油貯蓄部、情報政策部。

#### 環境保護部 www. mep. gov. cn

- (一)健全な環境保護に向けた基本制度の確立を担当する。国家の環境保護政策、計画を立案し、組織・実施し、法律法規草案の起草と部門規定の制定を行う。環境保護区の編成を組織し、各種環境保護基準や技術規格を制定する。重点実施区域、流域汚染防止計画、飲料水水源地環境保護計画を制定・実施し、国家の求めに応じて関連部門と共に海域汚染防止計画を制定し、国家による主体機能区画制定に参加する。
- (二)重大な環境問題における調整と監督管理を担当する。重大な環境汚染事故や生態破壊事件の調査処理を率先して行い、重大かつ突発的な環境事件への対応、警告業務に関して地方政府を指導する。地区を越える環境汚染紛争を解決し、国家重点流域、区域、海域汚染の防止業務を調整し、指導する。海洋環境保護業務の調整と監督を実施する。
- (三)国家の排出削減目標の責任を負う。主要汚染物排出総量コントロールと排出汚染物許可証制度の制定を組織し、監督実施する。総量コントロールを実施する汚染物の名称とコントロール基準を提示し、各地の汚染物排出削減任務の遂行状況を検査、監督、審査する。環境保護目標責任制を実施し、総量排出削減審査と審査結果の公布を実施する。
- (四)環境保護区域における固定資産投資規模と方向性、国家財政的資金の取り決めに対する意見を提出する。国務院の規定する権限に基づき、国家計画や年度計画の範囲内での固定資産投資事業を審査、承認し、関連部門と協力してこれを実施、監督する。循環経済と環境保護産業の発展推進と指導に参加し、気候変化に対応する業務に参加する。
- (五)環境汚染や環境破壊を根本から防止し、コントロールする責任を担う。国務院の委託を受け、重大な経済と技術政策、発展計画、重大経済開発計画に対して環境影響評価を実施し、環境保護に関わる法律法規草案に対し環境影響面での意見を提出する。

国家の規定に基づき、重大な開発建設地区、事業における環境影響評価書類を審査する。

- (六)環境汚染防止の監督管理を担当する。水、大気、土壌、騒音、光、悪臭、固形廃棄物、化学品、車両などの汚染防止管理制度を立案し、組織実施する。関連部門と共同で飲用水水源地の環境保護業務を監督管理し、小都市や農村の環境総合整備業務を行う。
- (七)生態保護業務を指導し、調整し、監督する。生態保護計画を立案し、生態環境面の品質評価を組織し、生態環境に影響を及ぼす自然資源の開発利用活動、重要生態環境建設事

- 業、生態破壊回復作業を監督する。各種の自然保護区、風景名勝区、森林公園の環境保護 業務を指導、監督し、野生動植物の保護、湿地環境の保護、砂漠化防止作業を監督する。 農村の生態環境保護を調整指導し、生物技術環境の安全を監督する。生物種に関する(遺伝 資源を含む)作業を率先して行い、生物の多様性保護を行う。
- (八)核と放射能の安全性に関する監督管理を担当する。関連政策、計画、基準を立案し、核に関する事故の応急処理、放射能による環境事故の応急処理作業に参加し、責任を担う。核設備の安全、放射能源の安全を監督管理し、核設備、核技術の応用、電磁輻射、放射性鉱山資源開発利用に伴う汚染防止を監督管理する。核材料の監視と民用核安全設備の設計、製造、設置、破損がないかどうかの点検業務に対して、監督管理を行う。
- (九)環境に関する監視測定と情報公表を担当する。環境監視制度を制定し、環境品質監視と汚染源監督性監視を組織し、実施する。環境品質状況についての調査評価、予測警告を組織し、国家環境監視ネットワークと全国環境情報ネットワークの組織建設と管理を行う。環境品質公表制度を設立、実施し、国家における環境総合報告と重大環境情報を統一的に発表する。
- (十)環境保護科学技術作業を実施し、環境保護に向けた重大な科学研究と技術プロセスモデルを企画し、環境技術管理システムの建設を推進する。
- (十一)環境保護に関する国際協力交流を展開し、国際協力に伴う関連問題を研究し、意見を提出する。環境保護に関する国際条約に関する履行作業に向けて調整し、渉外環境保護事務を処理する。
- (十二)環境保護に関する宠伝教育作業を組織、指導、調整し、環境保護に関する実伝教育綱要を制定、実施する。エコ社会と環境友好型社会の建設に関する実伝教育作業を展開し、大衆と組織による環境保護への参加を推進する。
- (十三)国務院が指示するその他の事項を請け負う。

### 住宅·都市農村建設部(建設部) http://www.cin.gov.cn/

- (一)都市農村の低収入家庭に対する住宅の保障を担当する。住宅保障の関連政策を立案し、 実施・指導する。低家賃による賃貸住宅計画と政策を立案し、関連部門と共同で低家賃賃 貸住宅資金に関する資金を手配し、地方組織での実施を監督する。
- (二)住宅制度改革の推進を担当する。国家状況に応じた住宅政策を立案し、住宅建設と住宅制度改革を指導する。全国の住宅建設計画を立案し、実施を指導する。住宅と都市農村建設の重大問題の政策意見を研究、提出する。
- (三)住宅と都市農村建設の管理秩序の規範化を担当する。住宅と都市農村建設の法律法規草案を起草し、部門規則を制定する。法に基づいて組織編成と都市農村計画を実施し、都市農村計画に関する政策と規則制度を立案する。関連部門と共同で全国の都市農村体系計画を組織編制し、国務院が依頼する都市全体計画、省内都市・町における体系計画の審査

報告と実施の監督を担当する。土地利用の全体計画綱要の審査に参加し、住宅と都市農村 建設の発展計画と経済政策を立案する。

- (四)科学的な建設工事基準体系を確立する。建設工事の実施段階での国家基準を制定し、 建設工事に関する全国統一の基準量と産業基準を制定し、公布する。建設事業の実行可能 性の研究と評価方法、経済パラメーター、建設基準、工事費の管理制度を立案する。公共 サービス設備(通信設備は含まない)の建設基準の立案と実施の監督を行い、各種建設工事 の基準定額の実施と工事費の計算の監督を指導する。工事費情報の公布を行う。
- (五)不動産市場の秩序と市場の監督管理を担当する。関連部門と共同で、もしくは協力して、不動産市場の監督管理政策を立案し、実施を監督する。都市農村の土地使用権の有償譲渡と開発利用事業を指導し、不動産業の発展計画と産業政策を提出する。不動産の開発、住宅権の管理、家賃、住宅の面積管理、不動産評価と経営管理、住宅管理、住宅の解体・立ち退きの規則制度を制定し、実施を監督する。
- (六)建築市場を監督管理し、市場の各主要方面の行為の規範を担当する。全国の建築活動を指導し、住宅と市政工事事業の入札募集と入札に関する法の執行を監督し、調査設計、施工、建設管理の法規と規則を立案、監督、実施における指導を行う。建設工事、建築業、調査設計業の発展戦略、中長期計画、改革法案、産業政策、規則制度を立案し、実施を監督する。建築市場の各主要方面の行為に関する規則制度を立案し、実施を監督する。国際プロジェクトや建築における労務提携に参加する建築企業の調和を図る。
- (七)都市建設の政策、規則を研究、立案し、実施を指導する。都市市政公用設備の建設、安全、応急管理を指導する。全国風景名勝区の発展計画、政策を立案し、実施を指導する。 国家級風景名勝区の審査報告と監督管理を担当し、世界自然遺産の申告を行う。文化財などの関連主管部門と共同で、世界自然遺産と文化遺産の申告の審査を行い、歴史文化名城(鎮、村)の保護と監督管理を担当する。
- (八)村・町の建設を規範し、全国の村・町の建設を指導する。村・小都市・町の建設政策を立案し、実施を指導する。村・町計画の制定、農村住宅の建設と安全、危険住宅の改造、小都市・町・村の住居生態環境の改善、全国重点鎮の建設を指導する。
- (九)建築工事の品質安全の監督管理を担当する。建築工事の品質、安全生産、竣工検査の政策、規則制度を立案し、実施を監督する。工事における重大品質事故、安全事故の調査と処理を組織、実施する。建築業、工事調査設計コンサルティング業の技術政策を立案し、実施を指導する。
- (十)建築における省エネ、都市・町における排出削減を推進する。関連部門と共同で、建築における省エネの政策、計画を立案し、実施を監督する。重大建築における省エネ事業の実施を組織し、都市・町における排出削減を推進する。
- (十一)住宅公積金の監督管理を担当し、公積金の友好的な使用と安全を確保する。関連部門と共同で住宅公積金政策、発展計画を立案し、実施を行う。住宅公積金の納付、使用、

管理と監督制度を制定し、全国の住宅公積金とその他の住宅資金の管理、使用、安全を監督する。住宅公積金の情報システムを管理する。

(十二)住宅と都市農村の建設に関する国際交流と提携を展開する。

(十三)国務院が指示するその他の事項を請け負う。

北京市、上海市、広東省、山東省、遼寧省の各地方政府においては、上記の中央政府各部門(発展改革委員会環境保護部住宅・都市農村建設部)に相当する組織として、それぞれ発展改革委員会、環境保護局、建設委員会が設置されている。

# 主な環境関連団体とその職責:

## 中国環境保護産業協会 www. caepi. org. cn

全国の環境保護産業に従事する科学研究、開発、設計、生産、流通、サービス団体が自発的に設立した社会団体で、地区、部門、制度を越えた全国的業界組織である。2001年6月時点での団体会員は43団体、企業会員は596社。民政部が登記を承認した全国的社団法人で、環境保護部を業務主管部門としている。

政府部門の委託を受け、環境保護産業の発展政策、計画、技術政策、環境保護製品技術基準の制定に参加している。その他主な業務としては、環境保護製品の監督と市場管理への参加、環境保護重点实用技術の推進、業界内部の調整、業界独占の防止、業界の平等な競争の促進、会員の合法的権益の保護、国内外の環境保護産業の発展状況と関連技術資料の収集、『中国環境保護産業』、『中国環境保護産業情報レポート』及び各種報告、技術交流などの出版物の出版、情報案内サービスの展開による会員への技術情報・市場情報の提供、各種環境保護技術や管理に関する研修の開催、業界統計作業による政府の政策制定に向けたデータ提供、企業経営のサポート、国内外の技術交流の組織による企業の資金、技術、設備調達の支援、展覧会、技術普及会などの活動の開催などが含まれる。

#### 中華環境保護基金会 www. cepf. org. cn

中国初の環境保護事業を専門とする基金会で、独立法人資格を有する非営利社団組織。「民衆から募り、民衆のために用い、人類を益する」という原則の下に広く資金を集めている。 資金は環境保護事業において特に貢献した団体や個人を奨励するために用い、環境保護に 関する活動や事業の資金援助や、国内外の環境保護分野の交流や提携を促進して、中国の 環境保護事業の発展を推進している。

#### 中国可再生エネルギー学会 www. cses. org. cn

学術交流の展開、科学知識の普及、先進技術の普及・推進、青尘年科学技術教育活動の实施、科学技術従事者の意見や要求の反映、科学技術従事者の合法的権益の保護、国家太陽エネルギー科学政策、法規、科学方案制定に向けた科学技術従事者の参加の組織化を担当

する。その他、政策提案、委託を受けての事業評価、成果鑑定、コンサルティング、技術 サービス、資格審査などの任務を担当する。また、民間国際科学技術交流活動を開催し、 国外の科学技術団体や科学技術従事者との友好的交流を発展させる、継続的な教育と研修 業務の实施、中国太陽エネルギー学会の宗旨に合致する社会公益的事業と非営利的経営活 動の实施に従事している。

### 中日友好環境保護中心 www. china-epic. cn

環境保護部直属の総合的科学研究事業団体であり、環境保護部の環境管理をサポートする とともに、国外との環境交流や提携の窓口となっている。

## 中国環境科学出版社 www. cesp. com. cn

国家環境保護部に属し、国内唯一の環境科学図書を主要出版対象とする専門的出版社である。

### 中国環境科学研究院 www. craes. cn

環境保護部に属する環境保護に関する非営利の国家級科学研究機関。国家の持続可能な発展戦略に沿って、独創的、基礎的な科学研究を推進すると同時に、国家の環境管理と政策制定をサポートしている。

### 中国資源総合利用協会 www. creia. net

再生可能エネルギー分野の技術進歩と先進技術の普及に尽力し、中国の再生可能エネルギー産業の商業化と発展を積極的に促進することを趣旨とする団体。政府やその他組織、協会、科学研究団体、企業を結ぶ架け橋として、再生可能エネルギー産業と政府部門とのコミュニケーションを強化する役割を担っている。また、国内外の再生可能エネルギー分野の連絡、交流窓口として、国際交流事業を推進している。各専門委員会を通じて国内の再生可能エネルギー分野の企業と国際間の連絡を強化して情報を入手し、国際機関のサポートや各種投資の機会を模索する役割を担っている。

### 北京市環境保護産業協会 www. bjshjbhcyxh. com

北京市環境保護産業協会は、政府と企業間の架け橋としての役割を果たしている。各種業界の研究、交流、提携活動を積極的に实施し、企業による各種活動を組織し、業界の公平な競争を保護し、業界の自己管理を促している。北京市の環境保護産業発展における架け橋としての役割も果たし、政府と企業にサービスを提供し、環境保護産業発展を促進している。

## 上海市環境保護産業協会 www. shaepi.com

上海市環境保護産業協会の趣旨は、政府、企業、業界のために働き、業界の自己管理を規格化することにあり、環境保護産業情報の発信と科学技術研究の強化を推進している。新技術、新製品の取り込みと生産開発を強化し、国際交流と市場提携を強化し、環境保護産業の健全な発展を積極的に促進して、国民経済の発展、環境汚染防止、生活レベル向上、生態環境の保護と改善のため、持続可能な発展戦略を实施し、環境保護事業に技術と物資のサービスを提供している。

# 広東省環境保護産業協会 www. gdepi. com. cn

広東省における環境保護科学研究、設備、生産、設計、工事、自然保護と資源の総合利用、開発経営、サービスなどに従事する企業、事業団体及び関連管理部門が自発的に設立した社会経済技術団体である。社団法人資格を有する業界組織で、広東省民間組織管理局の監督管理と、省環境保護局及び人民政府のその他関連部門の業務指導を受けており、500団体を超える会員を擁している。

## 中国環境保護産業協会水質汚染治理委員会 www. cwpcc. cn

同委員会は、中国環境保護産業協会における水質汚染処理分野専門の機関で、工業排水、都市汚水、河川水質体系の汚染処理、汚染排水の再利用、工業用水の節約と利用、水質浄化、水系保護などを主な業務範囲としている。全国環境保護産業の水質汚染処理に従事する重点環境保護企業、技術機関、技術専門家が自発的に設立し、中国における水質汚染処理業の設備製造、製品生産、建設工事、研究開発、情報案内サービスに関する技術情報を集中させている。全国各地の重点大学、研究院、設計院、重点企業の水質処理技術専門家、教授、学者を集め、中国水質汚染処理技術設備専門家集団を設立し、この集団内に複数の専門技術チームを配置している。この専門家集団は主に水質汚染処理委員会の指導の下、政府、業界、企業に技術情報に関する情報サービスを提供している。

#### 循環経済専業委員会 www.pcce.org.cn

環境保護部、中国環境科学研究院、中国家庭用電器研究院、中国ゴム工業協会、発展改革委員会循環経済研究センターなどの団体の支持と推進の下、中国環境保護産業協会の内部に設立された組織。公衆、業界、政府間といった多方面とのコミュニケーションを担い、循環経済に関する情報収集と交流を促進している。環境保護産業技術の識別、選択、結合、集成、改善を行い、モデル業務を積極的に展開し、環境保護産業技術の発明を促進することで、環境保護産業の向上を図っている。

# 機動車汚染防治委員会 www. cvec. org. cn

車両汚染防止委員会の主な成員団体は、車両排出触媒、エンジンマネージメントシステム (EMS)、ディーゼルエンジン処理装置、消音器、チャコールキャニスター、ガソリンクリー

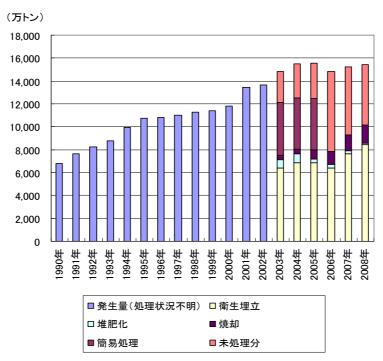
ナーなどを生産する中国で登記された国内外の企業と関連科学研究機関である。現在の会員数は数十団体に上り、国内関連産業の総生産高の約80%を代表する組織となっている。

(出典:日本貿易振興機構(JETRO) 北京センター「中国の環境産業に関する調査報告書 2009 年 3 月 http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000126/china\_kankyo.pdf)

# (3) 廃棄物の種類毎の発生量及びその総量並びにこれらの将来予測

### く都市ごみ>

中国では、近年、都市ごみが急激に増加している。2008 年時点の都市ごみ運搬量(発生量のデータは未公表)は 1.54 億 t/年と報告されている。

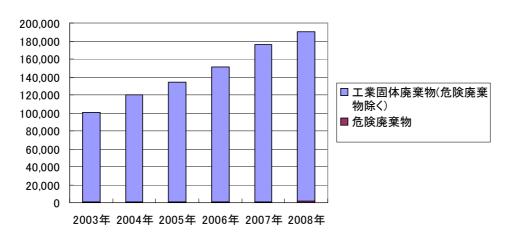


出典:中国国家統計局

図 1 都市ごみの発生量(収集量)

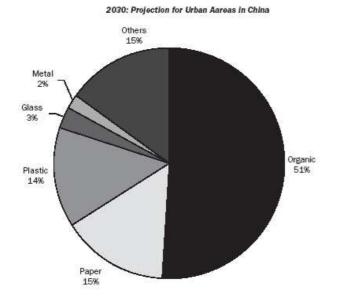
# <産業廃棄物>

産業廃棄物の発生量の推移は以下の通り。



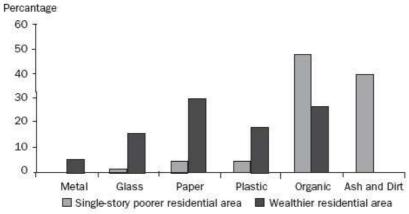
出典:中国国家統計局

図 2 産業廃棄物の発生量



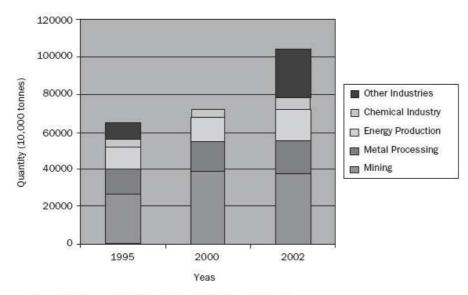
Total Municipal Waste Generation Expected in 2030 = 484,000,000 tonnes

Figure 2.4: Variations in Waste Generation and Composition by Affluence: Beijing, China



Source: Hoornweg and Thomas, What a Waste, Solid Waste Management in Asia

Figure 2.5: Industrial Solid Waste Generation in China



Source: China Statistics Press 1997 and 2003, SEPA 2000

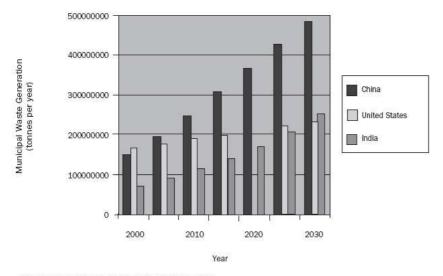


Figure 2.10: Projected Municipal Waste Generation for China, India and the United States

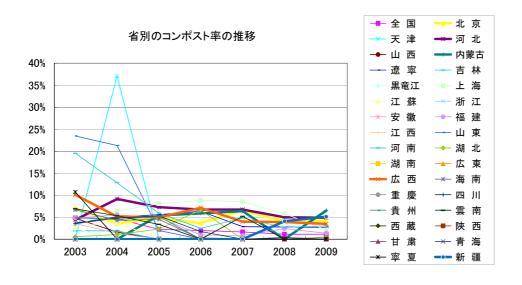
Based on population data from United Nations, 2002

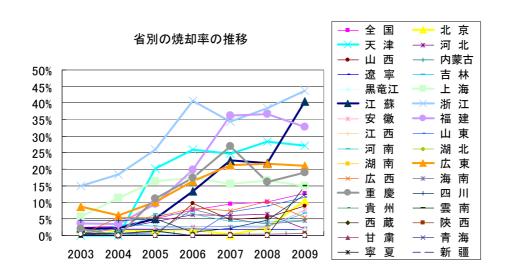
(出典: Waste Management in China: Issues and Recommendations May 2005
Urban Development Working Papers East Asia Infrastructure Department World Bank
http://siteresources.worldbank.org/INTEAPREGTOPURBDEV/Resources/China-Waste-Mana
gement1.pdf)

# (4) 廃棄物の処理方法毎の処理量及びその総量並びにこれらの将来予測

# ① 都市ごみ

中国では、沿岸部で焼却の導入が進んでいる一方、コンポストの処理量は全般的に減少傾向にある。



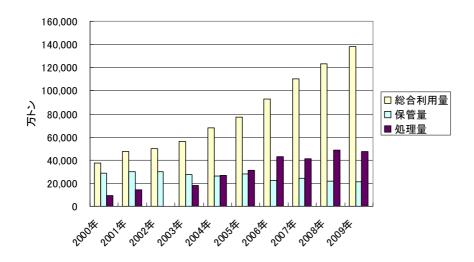


出典:中国国家統計局「中国統計年鑑 各年版」

出典:中国国家統計局「中国統計年鑑 各年版」

# ② 産業廃棄物

中国では、産業廃棄物に関して、国家統計局が公開している総合利用量、保管量、処理量の統計があるものの、工業団地内の企業らは各自で廃棄物処理会社と契約しており、工業団地の管理会社が工業廃棄物の総生産量、処理、処分量を把握していないのが実情であり、統計としての信頼性はそれほど高くないと思われる。



※2002年の処理量の統計はない。

図 産業廃棄物の総合利用量・保管量・処理量の推移

# (5) 廃棄物処理・3 Rに係るインフラ整備状況及びその将来予測

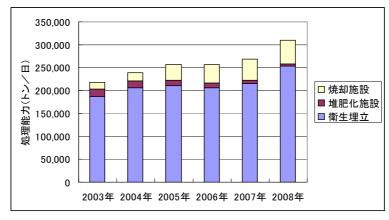
2008年における廃棄物の処理・処分施設の施設数及び処理能力を、種類別に以下に示す。

表 2 処理・処分施設の整備状況

	衛生埋立	堆肥化	焼却
施設数	407	14	74
処理能力(トン/日)	253, 268	5, 386	51, 606

出典:中国国家統計局

廃棄物の無害化処理能力は、2003年から2008年にかけて、下図·下表に示されるように、 増加傾向にある。



出典:中国国家統計局

図 3 処理能力の推移

表 3 処理能力の推移

公 6 是是能力可能与								
	無害化処							
	理能力 (トン/ 日)	衛生埋立	堆肥化施 設	焼却施設				
2003年	21 , 607	187, 092	16, 511	15, 000				
2004年	238, 519	205, 889	15 347	16, 907				
2005年	256, 312	211, 085	11, 767	33, 010				
2006年	258, 048	206, 626	9, 506	39, 966				
2007年	271, 791	215, 179	7, 890	44, 682				
2008年	315, 153	253, 268	5, 386	51, 606				

出典:中国国家統計局

# 生態工業園区(エコタウン)事業:

循環経済の理念の実現、環境保護産業の発展を目的として、国家環境保護総局(SEPA) は、国家環境保護科技産業園、生態工業示範園、資源再生加工区、環境保護産業地など の建設を進めている。現在(2007年3月)、生態工業園区は全国に25箇所あり、種類ごと にそれぞれ業界系(9)、総合系(15)、静脈産業系(1)となっている。2005年7月の国務院の「循環経済の発展加速に関する若干の意見」(国発[2005]22号)をうけて、同年10月にSEPAが「循環経済発展を推進することに関する指導意見」(環発[2005]114号)を示し、砂糖製造、冶金などの伝統工業から、鉄鋼、非鉄金属、石炭、電力、化学工業、建材、製紙、食品、紡績、電子電気等の重点産業、環境保護、自動車、生物化学工業等の高科学技術まで網羅している。企業の生産効率の向上、工場内および企業間の廃棄物等の循環利用による廃棄物再利用率の向上、クリーナープロダクションの推進を進めることがおもな目的である。

エコタウンの建設・管理に関する基準「総合類生態工業園基準(試行)」、「産業別類生態工業園基準(試行)」および「静脈産業類生態工業園基準(試行)」が公布され、2006年9月1日に施行された。今後は、経済、物質削減・循環、汚染抑制、園区管理の4つの観点から、計21の指標に基づき、生態工業園区の建設・管理および認証作業が行われる。

出典:日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』経済産業省委託、2007年

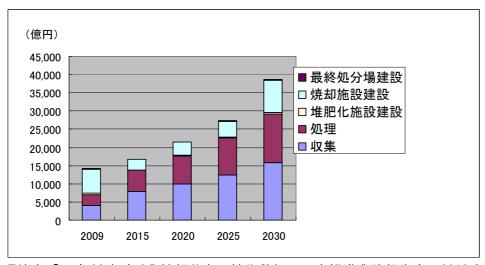
http://www.jetro.go.jp/jfile/report/05001469/05001469\_001\_BUP\_0.pdf)

### (6) 廃棄物処理・3 Rに係る市場規模及びその将来予測

#### <都市ごみ>

都市ごみ処理装置は第 11 次 5 ヵ年計画により、2006~2010 年の 5 年間に都市ごみ処理施設建設 516 億元、中継処理施設建設 155 億元投資する予定になっている。1 年あたりにすると、都市ごみ処理施設建設 103 億元、中継処理施設建設 31 億元、計 134 億元。

将来推計は以下の通り。

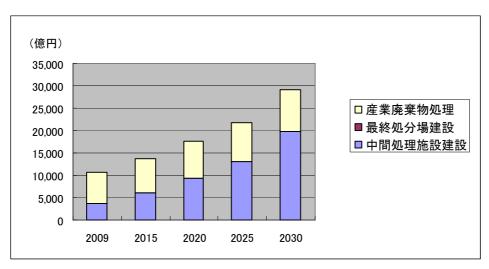


出所:環境省「平成 22 年度 3 R 情報共有・技術移転・研究推進業務報告書」 2012 年 図 4 都市ごみに関する市場規模の推移

#### く産業廃棄物>

中国環境保護産業発展報告(2009)によると、2008年の産業固体廃棄物処理装置の投資額は19.7億元である。

将来推計は以下の通り。



出所:環境省「平成 22 年度 3 R 情報共有・技術移転・研究推進業務報告書」 2012 年 図 5 産業廃棄物に関する市場規模の推移

### 環境産業発展の展望:

循環型経済を発展させるという要求を受け、国家財政面においては2007年から環境保護に関する支出が独立した支出科目として正式に国家財政予算に組み入れられるようになった。政府が環境事業に対して新しい考え方と対策を打ち出したことで、中国の環境業界は高度成長を続け、その伸び率はますます大きくなっている。

中国の環境産業は依然高度成長期にあり、規模はまだ小さいが、その範囲は広がり、内容も豊かなものになりつつある。中国経済の発展と生産構造の調整が進むにつれて、環境産業による国民経済に対する影響も大きくなりつつある。環境産業は今や経済成長を促進し、経済レベルを高める産業に位置づけられつつある。

中国経済の高度成長のもと、これまで通り市場が環境産業の高度成長をけん引し続けると考えられる。環境に対する許容量と資源不足の面での圧力が増大してくるのに伴い、中国の「省エネ・排出削減」事業には環境産業の技術サポートと機器の確保が必要となる。産業構造の最適化および経済成長の質的向上が環境技術の進歩と関連産業の発展を促すと同時に、環境産業に新たなチャンスをもたらすのは必至であろう。

#### 環境産業市場の規模と潜在力:

現状における中国環境産業の規模は小さい。次第に環境製品の種類もそろい、ある程度の生産をサポートする能力を備え、一般的な環境汚染整備需要を満たせるようになり

つつあるが、コア製品の技術レベルはドイツ・米国・日本といった環境産業大国と比べるとなお大きな開きがある。国務院新聞弁公审が 2006 年に公表した「中国の環境保護 (1996 年-2005 年) 白書」によれば、中国環境産業市場の大部分は外資系企業に占有されている。100 数社の外資系環境関連企業が市場の 3/4 を占め、国内企業はわずか 1/4 を占めるのみとされている。

中国では「第8次5カ年計画」期から環境投資の規模が急速に増大し始めており、「第11次5カ年計画」期の環境投資計画では1兆4,000億元に達すると見込まれている。しかし、汚染物質排出削減の難しさや、すでにかなり深刻な状況にある環境問題を考慮すれば、投資規模は1兆4,000億元を超える可能性が高いとも推測される。中でも水・大気・固形廃棄物の3大分野が資金投入の重要対象分野になる。

「第11次5カ年計画」期には、国家および企業の汚染物質排出削減のための環境投資が大幅に増えると予想される。5カ年計画における投資計画額1兆4,000億元に基づき計算すれば、年平均2,800億元が投入されることになる。このように環境への投資は大幅増が見込まれており、それにより環境産業に急成長のチャンスがもたらされることになる。

環境保護産業協会の2007年調査報告によれば、全国の環境産業に携わる企業と事業体は8,651社、職員188万2,000人、固定資産450億1,100万元を有し、年間生産額は311億4,800万元、年間利益は40億9,100万元とされる。その中で、環境製品の生産および三大廃棄物(廃水・廃ガス・固形廃棄物)の総合利用(リサイクル・リユース)が中国の環境産業の主体になっている。なお、環境産業は主に沿海・沿江(長江沿い)の省・市に集中しており、国有企業と産業団体組織を中核とし、小規模な企業や「郷鎮企業」も多い。発展改革委員会の予測では、2010年までに中国の環境産業の総生産額は8,800億元に達し、同期年間GDPの3.4%を占めるとされている。8,800億元の総生産額のうち、資源の総合利用による生産額は6,600億元で75%を占め、環境設備の生産額は1,200億元で13.6%を、環境サービス生産額は1,000億元で11.4%をそれぞれ占めるとされる。環境投資の重点分野としては、主に水環境・大気環境・固形廃棄物・生態環境・核安全及び放射線環境保全、環境に関する能力育成が挙げられている。

「第11次5カ年計画」期の環境目標を实現するために、全国で総額1兆4,000億元の環境投資が必要になるが、これは同期GDPの約1.35%を占めることになる。中でも都市の環境インフラの整備が依然として重点で約6,500億元、既存の工業汚染の整備に約2,500億元、新設「三つの同時」プロジェクト(環境保護設備とプロジェクトの主体工事を同時に設計・施工・使用開始する)投資に約4,000億元、生態環境の保護に約600億元、能力育成に約400億元がそれぞれ必要となる。

中央と地方の「第 11 次 5 カ年計画」における環境面の目標・任務・投資ニーズおよび関連部門の個別計画に基づき、かつ「第 10 次 5 カ年計画」期の環境産業各専門分野の状況と発展傾向および市場動向、ならびに環境産業市場のさまざまな不確定要素を加

味しつつ、以下にそれぞれの分野における「第 11 次 5 カ年計画」期の環境産業の動向を見ていくこととする。

# 固形廃棄物の処理:ゴミ発電に高い将来性:

中国の工業化と都市化が進み、国民の生活水準が向上するのに伴い、固形廃棄物による汚染問題が顕在化してきている。工業固形廃棄物や都市生活ゴミの増加に伴い、固形廃棄物の処理能力が明らかに不足してきている。

「第11次5カ年計画」では、期末には工業固形廃棄物の総合利用率を60%以上、全国の都市生活ゴミの無害化処理率を60%にすることを目標としている。そのうち都市生活ゴミ無害化処理率を「市」レベルで70%、「県」レベルで30%にすることになっている。2005年のデータによると、中国の工業固形廃棄物の利用率はすでに56%以上に達し、計画目標と大きな差はないが、都市ゴミの無害化処理率はわずか27%で、固形廃棄物の処理においては都市ゴミの処理が重要な要素になっている。

一般において、都市ゴミの処理には埋立・海面埋立・焼却・メタンガス製造などの方法があるが、中でもゴミ発電がその主流になっている。現在、先進国の中でもドイツ・日本・米国・イギリス・フランスが積極的にゴミ発電技術を開発し、環境保護と経済の両面で奏功しているが、中国はまだ発展の初期段階にあり、ゴミ発電を発展させることが都市の固形廃棄物処理における重要な目標になっている。

「全国都市生活ゴミ無害化処理施設建設"第11次5カ年計画"」に基づき、地域ごとの生活ゴミの処理技術は以下の基本類型に分類される。1東部地区では、生活ゴミの処理は基本的に衛生埋立処理がされているが、条件が合う都市では、焼却または生物化学処理技術を使って前処理を行うことが奨励されている。2中部地区と東北地区では、現段階では衛生埋立処理が主流だが、他の処理プロセスも適宜発展させる。3西北地区では、衛生埋立処理を主に行う。4西南地区では、現段階では衛生埋立処理が主流だが、経済の発展に合わせて徐々に焼却または生物化学処理技術の使用率を高めていく。「第11次5カ年計画」期の新規増加予定分の生活ゴミ無害化処理能力は32万トン/日で、毎年平均6万4,000トン/日ずつ増えることになる。その際の総投資額は862億9,000万元、毎年の平均投資額は約173億元になる。

発展改革委員会においてもゴミ処理費用徴収制度を全面的に推進することを検討している。具体的には以下の方針となる。

- (1) ゴミ処理費用の徴収範囲を拡大する。
- (2) ゴミ処理費用の徴収によってもゴミ処理企業の収集・運搬・処理過程に要するコストを補填し、合理的な利益を確保する。
- (3) ゴミ処理費用の徴収方法を改良し、徴収にかかるコストを削減し、徴収効率を高め

る。以上のように工業化と都市化の進展が、固形廃棄物処理業界に巨大な発展の可能性 をもたらしている。費用徴収水準と徴収効率のアップにより、都市生活ゴミによる発電 または無害化処理業界に高い成長をもたらすことが期待されている。

「第11次5カ年計画」期には工業固形廃棄物の処理と総合利用が大きく進展することが予想される。特に工業固形廃棄物の総合利用のための新技術および新プロセス市場の将来性は高い。

鉄鋼工業の高炉スラグ粉末のセメントやコンクリートへの利用はますます拡大する ものと思われるが、高炉スラグの顕熱回収技術にも大きな市場が見込める。また、処理 を施した後のスラグの高速道路路面材への利用にも良好な市場が見込める。

石炭工業のボタはグリーン建材の原料にしたり、焼結レンガ・セメント・保温材などに も応用できる。

電力工業の微粉炭灰は建築材料、建築工事および道路工事に用いることができ、大きな市場が期待できる。

中国では各種廃棄プラスチックゴミが毎年200万トン超ずつ増えている。再生利用率はわずか20%未満だが、毎年200万トンの廃棄プラスチックゴミの20%を回収再利用した場合、70億元の利益を生み出すことができる。

2010年には廃棄タイヤの量が2億個/年に達することが予想されているが、この大量の廃棄タイヤの再利用も巨大なビジネスチャンスをもたらすものと思われる。

「第11次5カ年計画」期に建設される31の省級危険廃棄物集中処理センターと300のコミュニティ医療廃棄物処理センター、およびそれをバックアップする関連設備の建設プロジェクトの投資には、合計約150億元が必要と見込まれる。そのうちエンジニアリング設計収入を投資の2%-5%で計算すると、収入は3億-7.5億元になる。工事コンサルティングは、投資総額の8%-10%で計算すると、収入は12億-15億元になる。環境アセスメントは、総投資額の0.2%-0.5%で計算すると、収入は0.3億-0.75億元になる。危険廃棄物処理利用技術の研究と開発は総投資額の5%-10%で計算すると、7.5億-15億元が必要になる。危険廃棄物(医療廃棄物を含む)施設の運営面では、全国の廃棄物処理の状況に照らして計算すると、「第11次5カ年計画」期の生産額は75億-80億元になる。

#### 固形廃棄物設備:環境設備分野の新たな成長ポイント:

中国では固形廃棄物汚染の規制はやや遅れてスタートし、処理施設の建設も不十分であるが、固形廃棄物業界への急速な投資が進むにつれ、固形廃棄物処理設備の将来性は大きな広がりを見せている。「環境設備業界の"第11次5カ年計画"」によれば、2010年の固形廃棄物処理設備および資源総合利用設備のサブ業界の生産額は110億-120億元に達し、環境業界の生産額に占める割合も大幅に増加する。固形廃棄物処理設備市場の成長率が環境業界全体の成長率を上回る可能性はかなり高いと考えられる。

固形廃棄物市場において最も関心が集まる分野に都市ゴミ処理分野がある。2010年には全国県政府所在地以上の都市の生活ゴミ量は2億5,000万トン/年に達し、そのうち市の生活ゴミ量は1億8,000万トン/年(日平均49万3,000トン)になり、県政府所在地の生活ゴミ量は約7,000万トン/年(日平均19万4,000トン)になることが予測されている。「第11次5カ年計画」期に新たに増える生活ゴミ無害化処理量は32万トン/日、都市計画で新たに増える生活ゴミ無害化処理施設は520カ所、総建設規模は25万3,000トン、県政府所在地計画で新たに増える生活ゴミ無害化処理量の総規模は6万7,000トン/日となっている。「第11次5カ年計画」期には新たな都市ゴミ無害化処理のために862億9,000万元の投入が見込まれているが、そのうち700億元前後がゴミ処理施設の新設に用いられるため、関連のエンジニアリング会社と設備会社が最初にその恩恵を得ることになる。

生活ゴミ発電が固形廃棄物処理分野の新たな方向性になっているが、中国の都市ゴミの熱量は先進国のそれに比べて低いため、卖純にその技術と設備を輸入するだけでは解決しない状況にある。目下、中国では循環流動床を使った技術が探求されており、实際の運用でもその効果が確認されている。固形廃棄物処理設備分野の主な上場企業には華光股フェンと合加資源がある。

(出典: (出典: 日本貿易振興機構(JETRO) 北京センター「中国の環境産業に関する調査報告書 2009年3月 http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000126/china kankyo.pdf)

## (7) 廃棄物処理・3 Rに係る企業の状況(企業数、業態、売り上げ等)

中国には、廃棄物処理事業、廃棄物の装置販売など、様々な外資系企業が様々な形で参入している。例えば、欧米企業の Haijia Veolia などが現地で有害廃棄物処理のビジネスを展開していたり、同和鉱業やアステック入江等の日本企業が現地の電気・電子機器のリサイクルビジネスや廃液リサイクルビジネスなどに進出している。

中国環境科学学会、上海中貿国際展覧有限公司、ドイツミュンへン国際展覧集団、ミュンへン展覧(上海)有限公司が共同開催する「中国国際環境、廃棄物・リサイクル展覧会」には、過去、様々な中国内外の企業が参加している。第11回(2010年)には、全世界839社の出展企業を誘致し、そのうち、海外出展企業は46%、3万人近い見学者を集めた。主な参加企業は、首創、桑徳、多元、Suez Group、清華同方、中環水務、中科通用、天津創業、シーメンス、Grundfos、Veolia、Pentair、snaider、onyxepi、国植、PURAC、華都琥珀、comps、danfoss、watts、VAG、pentairwater、zenit、連成、vertinfo、rehau、JWC、airway、天聖、ATRITOR、安楽、Andritz、景津、牧羊、三菱重工、leidi、HYDECANME、Parker、DEWACO、waterex、PACT、PELLENC、sodimate、山推、機電院、三和産業、新源、盛大、Desotecなど、カナダ・フランス・ドイツ・イタリア・英国・オーストリア・スイス・チェコ・オーストラリア・韓国・日本・台湾など全世界26カ所の国家と地区から839社が出展した。2011年5月にも同会議が開催される予定であり、その参加企業リストは以下のウェブサイトで確認できる。

http://www.i-c.cn/ifat/en/Exhibitors/list.htm

# 産業固形廃棄物汚染整備業界:

規模が急激に拡大している。中央政府が「全国危険廃棄物・医療廃棄物処理施設建設計画」を実行して以降、危険廃棄物と医療廃棄物の処理業界が大きく発展し、現在、この業界に属する企業はすでに数十社を数えるまでになっている。2007年に中国環境保護産業協会が危険廃棄物企業19社を対象に行った調査では、危険廃棄物と医療廃棄物を取り扱っている企業の規模は近年急速に拡大しており、企業19社の生産額は12億元に上ることが分かっている。

環境設備の種類はますます豊富になり、技術レベルも明らかに向上している。ここ数年、産業廃棄物処理企業が積極的に海外の先進技術を導入し、その消化吸収と自主開発を図ったことで環境関連製品の品質が著しく向上し、ゴミ焼却発電などの分野でも設備容量や技術レベルが向上してきている。今では中国でも危険廃棄物処理用大型回転窯が製造できるほか、医療廃棄物を処理する焼却設備の技術レベルも大幅に向上し、いずれにも完璧な排煙浄化システムが付けられている。また、医療廃棄物処理設備の種類も大幅に増え、化学処理法・レトルト法・マイクロ波処理法などによる非焼却プロセス設備が開発されている。

科研・生産・設計・施工・運営・サービスが一体化したエンジニアリング会社が急成長している。そのサービス範囲はそれまでの技術とコンサルティングサービスを主としたものから、環境工事の請け負い、環境施設の運転、投資・融資およびリスク評価など多岐にわたっている。都市の環境施設の建設や運用管理の面では、政府が融資-企業が運用、政府が指導-民間が投資-政策支援、企業が投資-民間が資金調達-企業が管理、などのさまざまなモデルが出現している。「全国危険廃棄物・医療廃棄物処理施設整備計画」の实施過程で、全国に医療廃棄物処理センター300カ所と危険廃棄物処理センター50余カ所が建設され、それらが環境サービス業を発展させる契機になっている。

市場競争がますます激化する中、製品の品質と技術レベルが競争要素としてますます重要な意味を持つようになっている。目下、固形廃棄物処理市場では製品品質と技術レベルが市場シェアと正比例の関係にある。

(出典:日本貿易振興機構(JETRO) 北京センター「中国の環境産業に関する調査報告書 2009 年 3 月 http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000126/china\_kankyo.pdf)

# 業界団体やNGO:

中国政府は1998年から新たに「民間組織管理制度」をスタートしており、これに基づき、中国のNGOは「社会団体(通称、社団)」または「民弁非企業主体」として登録することになっており、民生部(または県レベル以上の民生局)の管理下におかれ、政府との

結び付きも強い。これら社団系の協会は、業界団体と政府の間の情報共有、政策立案等 の面で調整的役割を果たしている。

中国におけるリサイクル関連の団体は、前述の旧物資部系統の中国物資再生協会や、旧供銷局(供銷合作総社)の中国再生資源回収利用協会、非鉄金属の回収利用を中心とする中国有色金属工業協会などがある。リユースに関しては、中国旧貨業協会(中古品協会)などがある。いずれも、政府との結びつきが強い社団系の協会である。

いわゆる草の根的なNGOは少数ながら存在しているが、ごみ分別や環境教育、植林などを行う団体であり、資金源の多くを外国資金に頼っている、有識者(学者)が参加している等の特徴がある。

(出典:日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』経済産業省委託、2007年

http://www.jetro.go.jp/jfile/report/05001469/05001469\_001\_BUP\_0.pdf)

# (8) 廃棄物処理・3 Rに係る人々の意識

国らしき統治機構が認められて以来の5,000年の歴史の中で、環境保護は、政府と市民の 双方から長い間看過されてきた。1949年の国共内戦の帰趨が決して以降の政権は、経済発 展に向けて様々な社会経済政策を進めてきたが、それらの計画による開発は、一方で、森 林伐採や草地の砂漠化などをもたらし、環境に深刻なダメージを与えてきた。例えば1950 年代の大躍進政策では、鉄の生産量で1959年末に米国に追いつくという国家計画を策定し、 数百万人の市民が自宅の裏庭に簡素な溶鉱炉を自発的に作り、薪を燃料にして鉄の生産に 励み、山野の荒廃の一因となった。

1978年以降、政府は各種の政治・経済改革に着手し、1990年代に始まる経済の急速な発展の礎を築いた。改革当初の20年間には、経済的利益の追求が最優先されたことから、資源の大量採掘や木材の伐採が進行し、加えて、環境保護対策を講じないまま汚染物質が排出されるといった環境に対するダメージが続いた。春先の黄砂は恒例化し、主要都市の大気の質は年々悪化の一途をたどった。

この 10 年間は、生活環境の悪化から市民の間に環境保護に対する意識が急速に高まってきた。政府と市民がともに、環境保護の重要性を認識し、持続可能な開発という概念を学び始めている。市民、特に若い世代には、世界市場における中国の経済力が高まる中で、経済発展と引き換えに自国の自然環境を犠牲にしていることを疑問視する人が増えている。

(出典:ジェトロ 『中国の環境に対する市民意識と環境関連政策』

http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000557/china\_kankyoseisak.pdf)

### (9) 廃棄物処理・3 Rに関するビジネス慣習

## ① 日本企業が中国環境産業に参入する際の注意事項

日本と中国の環境保護分野での提携の歴史は長く、地理的・政治的な面からも日中両国は環境貿易および環境保護技術提携分野における最良のパートナーであると言える。だが、政府・団体間の交流も盛んではある一方で、それらが両国の有力企業間の提携促進の面において果たしている役割は未だ十分とは言えない状況にある。日本政府は日本の民間企業が中国の環境産業市場に参入するようより積極的に働きかけても良く、日中双方は政府間および民間の環境産業分野での提携と技術交流をさらに強化すべきである。

日本の環境企業が中国の環境産業市場に参入する際に最も求められていることは、中国にハイレベルの環境技術を導入することであり、戦略上、投資は必ずしも最重要事項とは言えないであろう。中国の環境市場は対外開放されているため、市場参入の手段は市場と技術での競争によるものになる。その中では、中国の環境産業関連団体と連絡・提携関係を構築することも非常に重要な要素であるといえる。

なお、中国の環境ビジネスには、環境保護設備と環境サービス関連のビジネスのほか、 環境関連技術の移転も含まれる。これら市場は基本的には世界各国に対して開放されて おり、特別な規制はない。その他、中国において環境ビジネスを行う際は以下を重視す べきである。

- ――中国の環境ビジネス市場の状況を把握する。
- ――中国の入応札の方法と入札手順をよく理解する。
- ――効果的なビジネス戦略と応札のための戦略をたてる。

#### (ア)中国との貿易

中国政府は進んだ環境技術の移転を奨励し、中国の環境企業を育成することを図っている。一方で、20万トン以下の汚水処理設備は輸入できない、といった規制も存在してはいるが、このような制限の範囲は限定的で、基本的に中国における需要状況を反映したものになっている。

#### (イ) 中国への投資

中国政府は外国企業による中国での環境保護プロジェクトへの投資や関連企業の設立を奨励している。

認可の取得:日本国民が中国で環境保護分野での企業設立を行う場合、廃棄物の輸出入以外、特別な許可を得る必要はない。中国の法律に基づいて通常の工商登記を行い独資または合弁企業を設立するだけでよい。基本的に投資目的の制限はなく、投資額も自由

に決定することができる。ただし、投資を实行する時は、まず関連の認可や資格を事前 に取得する必要がある。

知的財産権関連の権利確保:近年、中国政府は知的財産権保護関連の法規制を強化しており、中国で取得した中国公民と日本国民の知的財産権は法律上同等の保護が受けられるようになっている。知的財産権が侵害されるケースが発生することもあるが、どの訴訟も法的には尊重されている。

迅速なプロジェクト情報の入手:プロジェクト情報を入手するための最も効果的な方法は、中国の環境産業市場を注意深く観察することに尽きる。中国の環境プロジェクトは数が多く、中央政府のプロジェクトもあれば各級地方政府の環境プロジェクトもあり、国営企業や民営企業によるプロジェクトも多数ある。プロジェクト情報を効果的に入手できるかどうかで中国参入企業の市場運用能力が試されるとも言える。その点において、中国の環境企業との提携は、外国の環境企業が環境保護プロジェクトに関する情報を入手するのにも役立つものと思われる。

- (a) プロジェクトの構築・入札
- (i) プロジェクトの立案から実施、入札に至る流れ

プロジェクトは中国政府のみならず、外資を含む民間企業によっても立案することができるが、その際には様々な審査を経ることが必要となる。プロジェクトの規模に応じ、中央政府と省の審査・認可が必要な基本建設プロジェクトは、5つの審査手続が必要になる。即ち、プロジェクト提案書、F/Sレポート(入札案を含む)、基本設計、年度投資計画、着工報告書である。この5つの手続はすべて省の発展改革委員会に報告するか、または省の発展改革委員会が審査した後に国家発展改革委員会に報告し、審査・認可を受けることが義務づけられている。

家屋の建設プロジェクトと一部の小型農業プロジェクト(水利関係は除く)、ハイテク産業化プロジェクトの審査・認可手続については適宜簡素化が可能で、プロジェクト提案書とF/Sレポートの2つの審査・認可手続を一括して一つの手続にすることできる。また、省の重点・大中型プロジェクトの中長期経計画または年度前期事業計画に組み入れられているプロジェクトや、省の審査・認可が必要な基本建設プロジェクトについては、プロジェクト提案書の審査・認可を省略して直接F/Sレポートを提出することができる。中国では、一般的な建設プロジェクトについては、政府による一連の行政審査手続が必要で、政府の認可後に初めて実施に移されることになる。審査手続は各地で多少異なるが、各省・市は庁舎に窓口を設けてこれらの手続を行っている。この手続のプロセスは、俗に「手続きのために奔走する」とも形容され、その手続先は計画委員会・計画・建設・消防・環境保護・省エネ・緑化・都市管理・防疫・設計図審査・物価・住宅管理などの

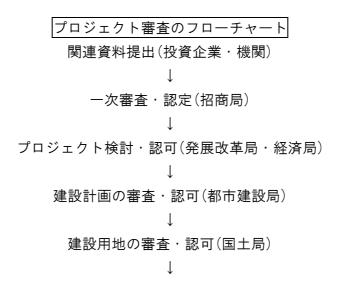
各部門にわたり、煩雑なプロセスになっているため、普通、各企業では専従の担当者がこの業務に当たっている。各省・市の建設局または計画局はどこでも審査手続のフローチャートが準備されており(無料で配布されるハンドブックなどを含む)、そのフローチャートに従い各種手続をとることになる。この手続は各省・市で異なるため、本報告書では一般的紹介のみにとどめる。

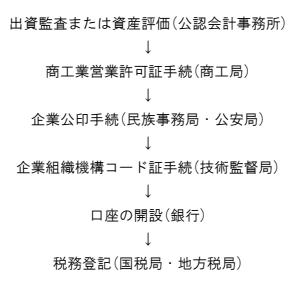
環境保護プロジェクトは、中国では公共事業プロジェクトに属し、各環境業界に対し それぞれ異なる優遇政策をとっているため、プロジェクトの規模によってそれぞれ異な る優遇政策を受けられる。したがって、環境プロジェクトの審査手続に入る前に、同プロジェクトと関係のある具体的な優遇政策についてよく調べ、建設予定プロジェクトに 相応しい審査手続を自ら計画することが必要になる。

これらに基づきプロジェクトが批准されたのち、入札が求められる案件については入札が実施される。一般的に国家の重大プロジェクトの入札は国務院からの授権を基に発展改革委員会が実施する。応札者を相対的に集中させ、適度な競争があり、落札者を合理的に分布させるという原則に基づき実施され、法に依り入札を行わなければならないプロジェクトの入札公告は発展改革委員会が指定した新聞やネット等のメディアに掲載される。主な情報告知用ウェブサイトとしては中国入応札ネット(中国招投標網/www.cec.gov.cn)がある。小型プロジェクトの入札については一元的な入札情報ウェブサイトは無く、通常は発起機関の主導によりそのウェブサイトで情報を告知するか、または入札によらず独自に建設業者が指定されることになる。

### (ii) 外国企業による投資建設プロジェクト設立における審査・認可の流れ

外国企業が対中投資を行う場合、通常、招商局・発展改革局・経済局・都市建設局・環境保護局・国土局・工商局・技術監督局・国税局・地方税局などの政府部門での手続が必要になる。各政府部門それぞれの規定および時間的な順序に基づき遂行する。





# (iii) 外国企業による入札参加手順

入札プロジェクトは「入札法」等関連規定に基づいて、審査・承認手続きを履行し、 承認を得た上で実施される。入札には公開入札と招待入札がある。公開入札とは、入札 者が公告により不特定の法人またはその他の組織を入札に招待することを指し、招待入 札とは、入札者が入札招待書という方法で特定の法人またはその他組織を入札に招待す ることを指す。国務院の発展計画部門が実施を決定した国家重点プロジェクト及び省・ 自治区・直轄市人民政府が実施を決定した地方重点プロジェクトが公開入札には適さな い場合は、国務院の発展計画部門または省・自治区・直轄市人民政府の承認を経て招待 入札を行うことができる。

応札者は入札プロジェクトを引き受ける能力を具備していなければならない。国の関連規定で応札者の資格条件が規定されているか、または入札書類に応札者の資格条件に関する規定がある場合、応札者は規定の資格条件を具備していなければならない。応札者は入札書類の要件に基づき応札書類を作成しなければならず、応札書類は入札書類に提示されている实質的な要件及び条件に対応していなければならない。入札プロジェクトが建設施工に関するものである場合、応札書類には、派遣予定のプロジェクト責任者及び主要技術者の履歴書、業績及び入札プロジェクトを完成させるために使用予定の機械設備等が含まれていなければならない。

応札者は入札書類で要求されている提出締め切りまでに応札書類を入札場所に送達 しなければならず、応札者が3人以下の場合、改めて入札が实施される。応札書類のう ち締め切り後に送達されたものについては、その受領は拒否される。

二つ以上の法人またはその他の組織が一つの連合体を構成し、一応札者として共同で応札することもできるが、連合体の各者ともに入札プロジェクトを引き受けるだけの能力を具備している必要があり、国の関連規定または入札書類で応札者の資格条件について規定されている場合は、連合体の各者ともに相応の資格条件を具備していなければな

らない。同一の専門機関が組織した連合体については、資質等級の低い機関のそれを以って資質等級が確定される。連合体の各者は共同で応札協議書を締結し、各者が引き受ける予定の業務と責任を明確に約定するとともに、その共同応札協議書を応札書類とともに入札募集者に提出する必要がある。連合体が落札した場合、連合体の各者は共同で入札者と契約書を締結し、落札プロジェクトについて入札者に対し連帯責任を負うことになる。なお、入札者は応札者に対し連合体を組織して共同で応札するように強制してはならず、応札者間の競争を制限してはならない、とされている。

開札会は入札者が主催し、全ての応札者が招待される。入札評価は入札者が法に依り組織した入札評価委員会が担当する。法に依り入札が義務づけられているプロジェクトについては、入札評価委員会は入札者の代表と関連技術・経済分野の専門家によって5人以上の奇数で組織される。そのうち技術・経済分野の専門家は、構成員総数の3分の2を下回ってはならないとされている。

落札者の応札は下記の条件の一つに合致していなければならない。

- (1)入札書類で規定されている各項の総合評価基準を最大限満たすことができる。
- (2)入札書類の実質的な要件を満たすことができ、かつ評価審査を経た応札価格が最低である。ただし、応札価格が原価を下回る場合は除く。

落札者が確定した後、入札者は落札者に対し落札通知書を送付すると同時に、落札できなかった全ての応札者に落札結果を通知する。落札通知書は入札者及び落札者に対し法的効力を有する。落札通知書の送付後に入札募集者が落札結果を変更した場合、または落札者がプロジェクトを放棄した場合は、法に依り法律責任を負わなければならない。

入札者と落札者は落札通知書の発行日から30日以内に、入札書類及び落札者の応札書類に基づき契約書を締結する。入札者と落札者は、契約の实質的な内容に反するその他の協議書を締結してはならない。入札書類により落札者に対し約定履行のための保証金の支払いが要求されている場合、落札者はそれを支払わなければならない。法に依り入札が義務づけられているプロジェクトについては、入札者は落札者確定日から15日以内に、関連の行政監督部門に入・応札の状況に関する報告書を提出しなければならない。

落札者は契約書の約定に従って義務を履行し、落札プロジェクトを完成させなければならない。落札者は他人に落札プロジェクトを譲渡してはならず、また落札プロジェクトを分割して他人に譲渡してはならない。一方で、落札者は契約書の約定によるか、または入札者の同意を経て、落札プロジェクトの一部の非主体業務と非重要業務を他人に下請させて完成させることができる。下請者は相応の資格条件を具備しているものとし、再下請を行ってはならない。落札者は下請プロジェクトについて入札者に対し責任を負い、下請者は下請プロジェクトについて連帯責任を負わなければならない。

# (ウ) 環境技術基準によって優遇されている環境製品の審査・認可

中国の環境製品は、中央政府が公布した製品品質基準に基づき、相応の優遇政策を受けることができる。

現在、環境商品に関する国際的な統一定義がないため、環境保護を目的とした製品の中国での輸出入においては一般的な審査・認可手続が必要になるが、その際には相応の関連優遇政策によって優遇を受けることができる。そのためには自ら申請せねばならないが、そこには優遇政策に関する情報の偏りという問題があり、優遇政策が享受できるか否かは貿易会社如何に懸っている。貿易会社が優遇政策に関する情報をつかんでいる場合にはそれを享受できるが、そうでない場合には環境保護目的の製品に対して設けられた優遇政策を受ける機会を逃すことになる。適宜政府の関連政策動向を注視し、製品の輸出入方案を調整すべきである。さまざまな優遇政策を基に、一般の輸出入手続きを参考にしつつ、自ら取扱製品の輸出入手続きを調整することで、コストを削減し、利益の最大化を図るべきである。

(出典:ジェトロ『中国の環境に対する市民意識と環境関連政策』

http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000126/china\_kankyo.pdf)

### (10)日本の他省庁・関係団体の関連する活動

① 日本の他省庁の活動

経済産業省では、中小企業等資源循環推進調査等委託費により、都市間連携による循環型都市協力推進事業や途上国におけるエコタウン整備支援事業などを推進している。

- 中小企業等資源循環推進調査等委託費(アジア資源循環推進事業ー都市間(北九州市一大連市)連携による循環型都市協力推進事業) (2011.2
- 中小企業等資源循環推進調査等委託費(アジア資源循環推進事業ー自治体間(茨城県ー天津市)連携による濱海新区資源循環経済構築に関する調査事業) (2011. 2)
- 中小企業等資源循環推進調査等委託費(アジア資源循環推進事業ー自治体間(福岡県一江蘇省)連携によるリサイクルビジネス交流可能性調査事業) (2011.3)
- 中小企業等資源循環推進調査等委託費(アジア資源循環推進事業ー都市間(秋田県 ータイ王国・マレーシア連邦)連携による循環型都市協力推進事業) (2011. 2)
- 中小企業等資源循環推進調査等委託費(アジア資源循環推進事業ー北九州市・タイ国ラヨン県連携によるエコタウン整備に係る検討調査事業) (2011.2)
- 中小企業等資源循環推進調査等委託費(アジア資源循環推進事業ー都市間(北九州市ーインド・グジャラート州スーラット市)連携による循環型都市協力推進事業) (2011.3)

● 中小企業等資源循環推進調査等委託費(アジア資源循環推進事業ー北東アジアにおける日中韓国際循環経済構築のための調査事業) (2011.3)

等

これら事業の報告書は以下のウェブサイトで入手可能である。

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/research/index.html

② 民間企業の取り組み

各種資料において、民間企業の取り組みが紹介されている。

- ・『中国の環境産業に関する調査報告書』ジェトロ北京センター 2009 年 3 月 http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000126/china\_kankyo.pdf
- ・静脈産業海外展開促進フォーラムウェブサイト http://www.jesc.or.jp/info/jyomyaku/index.html

# (11)廃棄物関連産業育成計画

① 生態工業園区(エコタウン)事業

循環経済の理念の実現、環境保護産業の発展を目的として、国家環境保護総局(SEPA)は、国家環境保護科技産業園、生態工業示範園、資源再生加工区、環境保護産業地などの建設を進めている。現在(2007年3月)、生態工業園区は全国に25箇所あり、種類ごとにそれぞれ業界系(9)、総合系(15)、静脈産業系(1)となっている。2005年7月の国務院の「循環経済の発展加速に関する若干の意見」(国発[2005]22号)をうけて、同年10月にSEPAが「循環経済発展を推進することに関する指導意見」(環発[2005]114号)を示し、砂糖製造、冶金などの伝統工業から、鉄鋼、非鉄金属、石炭、電力、化学工業、建材、製紙、食品、紡績、電子電気等の重点産業、環境保護、自動車、生物化学工業等の高科学技術まで網羅している。企業の生産効率の向上、工場内および企業間の廃棄物等の循環利用による廃棄物再利用率の向上、クリーナープロダクションの推進を進めることがおもな目的である。

エコタウンの建設・管理に関する基準「総合類生態工業園基準(試行)」、「産業別類生態工業園基準(試行)」および「静脈産業類生態工業園基準(試行)」が公布され、2006年9月1日に施行された。今後は、経済、物質削減・循環、汚染抑制、園区管理の4つの観点から、計21の指標に基づき、生態工業園区の建設・管理および認証作業が行われる。

### ② リサイクル産業に対する税金優遇政策

中国でのリサイクル産業を育成・促進するための政策には、リサイクル産業への免税措置がある。1996年、国家経済貿易委員会(当時)、財政部、国家税務局は「さらに資源の総合利用を進める意見」([1996]36号文)を示し、廃旧物資回収企業に対し増値税の減免を行う通知を公布した。優遇政策の対象は「資源総合利用目録(リスト)」([1996]803号文)に記載され、リサイクル企業が享受できる国家の財政優遇政策が示された。リストは計70品目あり、2003年に改定されている。

- ・「企業の所得税に関する優遇政策の通知」(財税字[1994]001号)
- ·「一部資源総合利用製品等に対する増値税優遇政策実施継続の通知」(財税字[1996]20号)
- ・「廃旧物資回収経営企業等に対する増値税優遇政策継続の通知」(財税字[1996]21号) 1998年には資源有効利用について税制優遇措置を受けられる企業・品目・プロジェクト、および認定する場合の条件・内容・手順等を定めている。2001年の「一部資源の総合利用及びその関連製品の増値税徴収に関する通知」では、国務院の資源総合利用に関する免税・減税措置を具体化している。ごみ発電など廃棄物リサイクルの4つのケースで増値税(付加価値税)の免税することなどを定めている。2002年には「再生資源回収利用'十五'計画」において、第十次五カ年計画(2001~2005年)期間中、環境保護に7000億元を投資し、経済成長率7%を維持しつつ2000年比で廃棄物排出量を10%削減するなどの目標を掲げた。特に、廃プラスチック、廃タイヤ・ゴムくず、廃自動車・廃家電(冷蔵庫、カラーテレビ、洗濯機、パソコン)の再生利用が重点分野とされた。

中国政府は2001年5月から再生資源の回収業者に対して増値税(付加価値税)の免除等の税制優遇措置を実施している。

### ③ グリーン購入

中国財政部とSEPAは共同記者会見において『環境マーク製品政府調達の実施に関する意見』を発表した(2006年11月22日)。また、2007年1月にはじめて『環境マーク製品政府調達リスト』が発表され、グリーン調達も実施される予定であることが決まっている。中央政府・省レベルの政府では2007年1月1日からグリーン調達が正式にスタートし、2008年の1月1日からは全国展開される予定である。

#### ④ 中古品に関する政策

商務部が2004年に中古品市場を活発化する通知を出している。中古品市場、中古品扱い業者などの認可条件を制定する予定で、条件に合った企業・個人は工商行政管理部門に企業登記、公安部門に報告し、許可済みの取引対象品目の範囲内で活動しなければならない。また取扱物品を登記し、商品には「中国中古品協会」が統一して印刷した「中古品」マークをつける義務を課す。また、中古品取扱業者を育成するため、中古品の増

値税は「中古品と中古車の増値税政策に関する財務部、国家環境保護総局税務総局通知」により4%の税率が適用され、中古品の建設用地や行政費用も優遇し、大型中古市場や企業に中心的役割を発揮させる。中古車、中古機械設備、中古計器、中古携帯電話、中古コンピュータ、中古自転車、古本、法律で禁止していない物品を経営範囲に入れ、中古品の修理、加工を認め、中古品輸出を積極的に支持する。中古品業者が売れ残り品や物資の処理に参加するよう支援する。「通知」は中古品取扱者の資質向上や情報サービス強化についても触れており、中古品業界協会が中古品の統計や情報収集・分析、従業員訓練などに役割を発揮するよう期待している。

「中古」と「廃棄」の区分は難しく、どれくらいまで使用したら強制的に廃棄するべきか等について明確な基準がないことがE-wasteの適正回収を難しくしている原因の一つと考えられている。浙江省は、2005年7月に意見募集を行い\*、同年10月1日に「再利用家電安全性能技術要求」(DB33/566-2005)を施行している。中央政府は、中国標準化研究院に、中古家電の安全基準、中古市場・流通管理標準の基準策定を委託しており、これに加えて、廃家電のリサイクル率や解体処理技術、製造段階の環境配慮設計も策定する計画であるとしている。

\*浙江省「再利用家電安全性能技術要求」

http://db33.cnzjqi.com/show\_news.html?newsid=227098

#### ⑤ リサイクルの推進に向けた計画・動向

商務部は2006~2010年までの5年間に、北京市、天津市、上海市、重慶市の4直轄市と省都20市で再生資源回収システムを設立していき、主要な再生資源の回収率80%を実現するよう力を入れていく計画である(経済日報2006年02月27日)。再生資源の回収・リサイクル業は、経営秩序が混乱、回収率が低い、技術が遅れているなどの問題が存在している。2001~2005年の再生資源回収率は低い水準にとどまっており、鉄くずが比較的高いのを除いて、廃プラ25%、廃ゴム32%、古紙35%、廃ガラス13%と回収率はいずれも低い。廃家電・パソコンなどの廃電気電子製品は回収処理もまだ進展していない。

商務部は、再生資源回収業の発展を商務発展「十一五」計画に盛り込み、公的財源や 貸付政策などで再生資源回収業の産業化に向けて支援を行うとしている。また、統計制 度も確立させるという。その上で、5年間の間に、再生資源回収システム・モデル都市 の90%以上の回収人を規範化管理し、90%以上の居住区(社区)に規範的な回収拠点を設け、 90%以上の再生資源を指定の市場で規範的に売買・集中処理されることを目標とし、再 生資源の回収率80%を達成するとしている。再生資源回収業の産業化を実現し、その基 礎の上で、再生資源回収システムの経験を全国展開させるとしている\*。

2007年3月27日、商務部は「再生資源回収管理条例」を公布し、5月1日から施行することを発表した。同条例は、再生資源を「社会生産また生活消費過程から発生し、すでにもともとの使用価値の一部またはすべてを失ったもので、回収・加工処理の工程によ

って再び使用価値を得られる各種廃棄物」と定義し、再生資源の回収業者・回収市場の 規範化・適正に管理することを目的としている。

\*商務部・姜増偉副部長の全国再生資源回収体系建設ワーキンググループでの発言。「我国建設現代再生資源回收体系」(2006年8月)

http://www.feijiu.net/article.asp?articleid=897&class\_id=1

出典: (出典:日本貿易振興機構(JETRO) 北京センター「中国の環境産業に関する調査報告書 2009 年3月

http://www.jetro.go.jp/jfile/report/05001469/05001469\_001\_BUP\_0.pdf)

## 1.1.2 社会・経済の状況

## (1)人口の経年推移

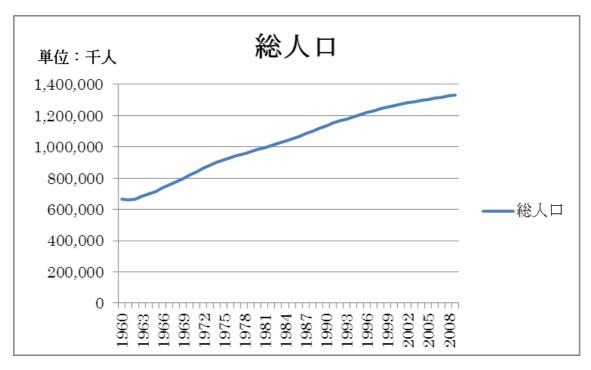


図 6 人口の推移

(出典: (1) United Nations Population Division. 2009. World Population Prospects: The 2008 Revision. New York, United Nations, Department of Economic and Social Affairs (advanced Excel tables). Available at http://esa. un. org/unpd/wpp2008/index. htm. (2) Census reports and other statistical publications from national statistical offices, (3) Eurostat: Demographic Statistics, (4) Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme, (5) U. S. Census Bureau: International Database, and (6) World bank estimates based on the data from the sources above, household surveys conducted by national agencies, Macro International, the U. S. Centers for Disease Control and Prevention, and refugees statistics from the United Nations High Commissioner for Refugees.)

### (2) 国内総生産の経年推移

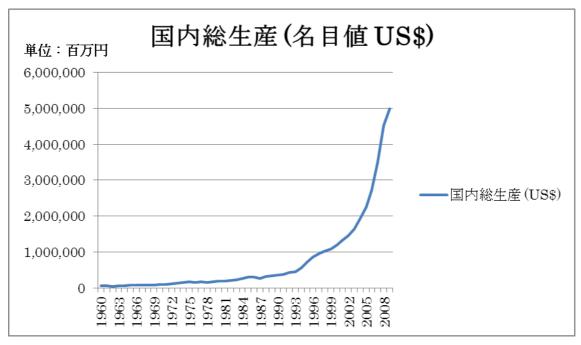


図 7 国内総生産の推移

(出典:World Bank national accounts data, and OECD National Accounts data files.)

#### (3)産業構造

-主要産業:繊維、食品、化学原料、機械、非金属鉱物

(出典:『中華人民共和国 基礎データ』外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/data.html)

-産業構造の変化:1980年に第二次産業は GDP の 48.2%を占めていたが、1993年以降における全国的な投資ブームにより加工業を中心に供給力過剰となり、市場での需要関係の不均衡がより顕在化し、供給過剰から小売価格、消費者物価が下降、生産財価格の下降幅は大きかった。加工業の重複投資による供給力過剰の処理は1980年代以来の産業政策の中心課題で、特に地方の小型加工業の整理と大企業への集約化が課題であった。しかし、長期に亘って全国統一的な市場よりローカルな地方市場が支配的であったこと、さらに「物不足経済」であったことを背景に、供給を制約する課題解決は困難であった。

1990年には国有企業、小規模企業の整理、統合によって第二次産業の GDP に占める割合が41.3%に縮小したが、1990年半ば以降、外資系企業や市営企業の生産力増強によって供給過剰となり、市場での需要不足が経済成長の制約要因となる時代になり、市場の選別によって産業構造の転換を進めなければならなくなった。中央政府はまず、供給過剰業種について総量規制を行い、供給力の調整を図る一方、産業構造の転換、輸出促進が必要と

なった。産業構造の転換は市場の淘汰にゆだねるものの、行政が関与して旧態産業を整理するもので、市場の需要に不適合な企業は競争の中で淘汰され、行政機関も赤字企業の面倒を見る事は財政的に大きな負担となった。中央政府は、適正規模から外れかつ老朽化した小型高炉、小型発電、小型炭坑などを次々と閉鎖したが、これは供給力調整であるとともに、赤字を抱えた国有企業の整理でもあった。1999 年 9 月 1 日、政府は高炉、電炉、エアコン、電子レンジ、自転車、農業用トラクターなど、過剰と見なされている 1 7 業種 2 0 1 品目に関しての製造設備増設を禁止した。

2001 年の WTO 加盟後、関税率を引き下げたうえ、以前のおうに価格統制、輸出補助金交付輸出入制限等の貿易手続きによる規制ができなくなった状況の中で、国際ルールに則した国内需要バランスをどのようにとっていくかが課題となり、国内の需要調整のために関係法が整備された。経済改革を進める中で外資の進出が積極的になるとともに産業構造の調整が行われ、世界の向上として国内生産品を世界市場に送り出すようになった。一方、世界市場では食品をはじめ消費財など中国製品に対する不信感の高まりがあり、政府は製品の室や安全化に取り組んでいるが、一部輸入国には「保護主義が台頭してきた」との批判も強まって貿易摩擦問題が起きるようになっており、公平な競争と順法によって国際社会に対処することが求められている。

2000年の国内総生産に占めるセクター別生産値の比率は、第一次産業が30.2%、第二次産業が48.2%、第三次産業が21.6%であったのに対し、2008年は第一次産業が10.3%までに低下、第二次産業が46.3%、第三次産業は実に43.4%へと、第三次産業の比率が大幅に高まっている。この比率の変化は、中国の経済構造が発展途上国型から、工業国型へ徐々にシフトしていることを表しており、特に、今後も第三次産業の比率が高まる方向へ産業構造が推移するとみられている。

(『ARC レポート中国 2011/12 年版』平成 2 3年 ARC 国別情勢研究会 p91-92)

#### (4)物流

### -陸上運送:

政府は、経済発展のためには生産向け向上サービス部門の拡充が不可欠なことから、交通運輸業を優先的に発展させるとし、第 11 次 5 カ年計画において鉄道では旅客専用鉄道 7000km を含む 17,000km の新規建設、また、高速道路の延長も計画しており、モノ、人の流れを円滑に発展させるとしている。

インフラが拡充し工業化が進み、2008 年における鉄道営業延長距離は8万km、自動車道路 総延長距離は373万kmで、高速道路は2004年の3万4000kmから6万kmに伸びた。旅客 および貨物とも道路輸送量が急速に増えており、2008年では総旅客輸送のうち高速道路輸 送が93%、鉄道輸送が5%、その他は水上輸送、空輸であった。貨物輸送では2000年に 水上輸送が53%、鉄道輸送が31%、高速道路輸送が13%であったが、2008年では高 速道路輸送が30%に拡大し、水上輸送が46%、鉄道輸送は23%へと縮小した。 2010年7月から上海~南京間(約300km)をノンストップ最速で1時間13分で結ぶ都市間高速鉄道が開業し、上海虹橋駅は虹橋空港ターミナルに隣接していることから、アクセス利便性が高くなり、高速鉄道、空港、市内交通の一体化整備が進んでいる。また、上海~杭州高速鉄道(全長202km)は日本、フランス、ドイツからのノウハウに基づき技術開発を進めた成果として、2010年10月から時速380kmで運行開始予定で、年間8000万人の輸送能力を持っている。

(『ARC レポート中国 2011/12 年版』平成 2 3 年 ARC 国別情勢研究会 p146)

#### -海上輸送:

貿易の拡大とともに主要港湾における貨物取引量は増えている。2008 年の港湾取扱量は42億9600万トンで2000年の3.5倍に増え、2006年比では26%増えた。寧波港、上海港、天津港、広州港、青島港が5大港で、2007年までは上海港が最大貨物取扱港であったが、2008年には寧波港が上海港を追い越して第一位の貨物取扱港になり、5億2000万トンを記録した。寧波港の貨物取扱量は2006年比で23%増であるが、2008年には天津港の伸びが38%増と大きな伸びを記録した。なお、上海港のコンテナ業務が改善し、2010年1~8月におけるコンテナ取扱量は1906万7000TEUに達し、シンガポール港を上回って世界第一位になった。

(『ARC レポート中国 2011/12 年版』平成 2 3 年 ARC 国別情勢研究会 p147-148)

## -航空インフラ:

2006年の時点で、中国で年間貨物取扱量が1万トンを超える空港は39カ所に達している。その大半は東部沿海地域に所在している。一方、内陸における年間貨物取扱量1万トン超の空港は、各省・自治区の中核部市所在地空港が大勢を占めている。

主要空港別の貨物取扱量は、三大経済圏の中核都市である上海、北京、広州が最も多く、 三大空港(上海浦東、北京首都、広州白雲)の航空貨物取扱量だけで全体の半分以上を占 めている。

三大空港以外に地域の発展とともに、リージョナル・ハブ空港の存在感も高まっている。 特に西部地域の開発や、東南アジアとの貿易拡大などで、西南地域が脚光を浴び、新しい ハブ風向や在来空港の拡張工事が進められている。中でも、大都市を抱える昆明と成都の 今後が最も注目されている。

(出典:『実務担当者のための最新中国物流』 2008 株式会社日通総合研究所 p41)

#### (5) 商習慣

-外資に対する規制(規制業種・禁止業種、出資比率、外国企業の土地所有の可否、外国企業の土地所有の可否、その他規制)

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest\_02/

## -外資に対する奨励(奨励業種、各種優遇措置):

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest\_03/

## -税制(法人税、二国間租税条約、その他税制):

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest\_04/

### -外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用:

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest 05/

#### -技術・工業および知的財産供与に関わる制度:

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest 08/

## -外国企業の会社設立手続き・必要書類、現地での資金調達制度:

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest\_09/

### -知的財産に関する情報:

①『中国知財リスク対策マニュアル』特許庁委託 ジェトロ知的財産権情報

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2008\_risk.pdf

②『中国ライセンスマニュアル』2011年3月 ジェトロ

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2010\_licnece.pdf

## (6)生活習慣

-宗教:現在では、名実ともに信仰の自由が保障されている。仏教、イスラム教信者が多い、 正、法論功は邪教として禁止されている。

(『ARC レポート中国 2011/12 年版』平成 2 3年 ARC 国別情勢研究会 p156)

#### (7)生活水準、平均年数

#### -平均賃金:

2008年の平均賃金は2006年比39.2%増になっており、各業種で上昇しているが、業種によって大きな差がある。最も高いのは金融、保険部門で同比の57.4%増の6万1841元であるのに対し、農林漁業部門は同比37.4%増であるものの、金融、保険部門の約5分の1の1万2958元に過ぎず、卸小売業、製造業家計サービス、建設、ホテル、外食部門も平均の2万9229元を下回っている。

平均賃金が高い市または省は、北京市と上海市で5万6千元を超えており、全国平均の2 倍近くになっている。全国平均を上回っているのは、天津市、江蘇省、浙江省、広東省、 青島省、チベット自治区、寧夏回族自治区で、その他の省は平均に達していない。

一人当りの可処分所得も増加している。1990年に都市部のそれでは1510元であったが、2008年には10倍強の1万5781元となった。農村部でも一人当りの現金収入は686元から4761元に増えたが、可処分所得は都市部と農村部の格差が拡大している。

平均賃金(業種別)

	2006	2008
金融、保険	39, 280	61, 841
情報通信、コンピュータ、サービス、ソフトウェ		
7	44, 763	56, 642
科学技術研究、専門サービス	31, 909	46, 003
電気、ガス、水道	28, 765	39, 204
文化、スポーツ、芸術	26, 126	34, 494
鉱業	24, 335	34, 405
政府関係	22, 883	32, 955
交通、輸送、倉庫、郵便	24, 623	32, 796
健康、社会安全、社会福祉	23, 898	32, 714
リース、ビジネスサービス	23, 648	31, 735
不動産	22, 578	30, 327
教育	21, 134	30, 185
卸、小売	17, 736	25, 538
製造業	17, 966	24, 192
家計サービス	18, 935	23, 801
水、環境、公共設備保全	16, 140	22, 182
建設	16, 406	21, 527
ホテル、ケータリング	15, 206	19, 481
農林漁業	9, 430	12, 958

(単位:元)

(オリジナルソース:国家統計局)

(『ARC レポート中国 2011/12 年版』平成 2 3 年 ARC 国別情勢研究会 p132-133)

## (8) 歴史(廃棄物、環境問題等に関わるもの)

## -環境保護の基本政策とその動向:

中国では1979年に最初の環境保護法が公布されて以降、30年の歴史を経て、環境保護、生態と自然資源の保護、資源の節約と総合利用の3大分野において環境政策体系の大枠を形

成するまでになっている。これによって、国家政策の趣旨、目標、任務、道筋、協議、政府・企業・国民の環境に関する権利と義務が確立されているが、それは中国全ての社会経済活動における環境行為を規範化しているだけではなく、中国の環境産業の確立と発展においても強力な政策的基盤となっている。また、開放改革路線によって市場経済政策体系の整備も進み、環境産業市場化のための良好な基盤を創出している。同時に、中国の環境産業が直面している困難や課題からも分かるように、環境産業の発展自体が環境および関連市場の経済政策に対して要求をつきつけてもいる。

世界的な環境産業発展の歴史的経緯を見ると、環境産業関連の政策体系の基本的な枠組み は以下の4方面から構成されている。

- 1環境産業を支える国の経済・社会・政治的基盤、
- 2環境産業を誘導する社会的ニーズ、
- 3環境産業の発展を奨励するための市場経済政策、
- 4環境産業の運営を計画・指導・監督・管理するための環境産業政策、である。

## ① 経済・社会・政治的基盤

#### (ア) 基本国策

1984年5月8日「国務院の環境保護業務に関する決定」によって「生活環境と生態環境の保護と改善、汚染および自然環境破壊の防止は、中国の社会主義社会現代化建設における基本国策である」ことが決定された。

また、2006年3月の「第11次5カ年計画」では、資源の節約が中国の基本国策であることが提示された。

#### (イ)「小康社会」全面建設

2002年の中国共産党第16回党大会報告書では、「持続可能な発展能力を強化し、生態環境を改善し、資源の利用効率を大幅に高め、人と環境の調和を促し、社会全体で生産を発展させ、豊かな生活が可能で、生態が良好な文明的な発展の道を歩むようにする」ことを、「小康社会」全面建設という目標の重要な要素とすることが提示された。

#### (ウ) 科学的発展観

中国共産党第十六期中央委員会第三回全体会議で採択された「中国共産党中央の社会主義市場経済体制の整備に関する若干の問題についての決定」(2003年10月14日)では、「以人為本(人を基本とすること)を堅持し、全面的かつ調和のとれた持続可能な発展観を打ち立て、経済社会および人の全面的な発展を促進する」することなどが示された。

#### (エ) 資源節約型・環境友好型社会の建設

「中国共産党中央の国民経済および社会発展"第11次5カ年計画"の制定についての建議」 (2005年10月11日)の中で、循環型経済の発展に注力し、資源の節約と環境保護という基本 国策を徹底させ、少ない投資額で生産性が高く、省エネルギー・低排出、循環・持続可能 な国民経済体系および資源節約型・環境友好型社会を建設することが提示された。

#### (才) 社会主義新農村建設

「中国共産党中央の国民経済および社会発展 "第11次5カ年計画"の制定についての建議」 (2005年10月11日)によって、社会主義に基づく新しい農村の建設が中国の現代化プロセス における重大な歴史的任務であることが提示された。これにおいて、「生産発展、生活寛裕、郷風文明、村容整潔、管理民主(生産性の向上、ゆとりある生活、文化的な風土、農村の環境整備、民主導による管理)」という要求に基づき、新しい農村の建設を着実かつ安定的に進める、とされた。

#### (カ)「3つの転換」

温家宝総理が2006年4月17日の第六回全国環境保護大会の席上で、環境保護においては経済成長重視から環境保護と経済成長の両方を重視するという転換を果たし、環境保護の中で発展を求めるべきだとする内容を含む3つの転換を実現すべきだとする講話を行った。

#### (キ) 社会主義「和諧社会」建設

中国共産党第十六期中央委員会第六回全体会議における「和諧社会の建設に関する若干の重大問題についての決定」(2006年10月11日)によって、「資源の利用効率を大幅に高め、生態環境を顕著に好転させる」ことが、社会主義による「和諧社会」建設のための九大目標の一つに組み入れられた。

### (ク) 国際公約の履行

中国では「バルセロナ条約」、「生物多様性条約」、「核安全条約」、「京都議定書」、「砂漠化防止条約」、永続的な有機物汚染に関する「ストックホルム条約」等27項の国際環境条約および環境・貿易関連の条約を締結しているほか、地域および二国間の環境協力を積極的に展開している。

#### ② 社会的ニーズ

環境汚染を解決するために、中央政府は大気・水・固形廃棄物・騒音・放射性汚染対策法 と関連の環境品質基準および汚染物質排出基準(地方の汚染物質排出基準を含む)を制定・ 公布し、政府部門と企業の環境に関する責任と義務についてそれぞれ別個に規定している。

#### (ア) 資源の節約・総合利用と省エネ

1985年、国務院は国家経済委員会の「資源の総合利用に関する若干の問題についての暫定規定」を定め、1996年の国務院「資源の総合利用をさらに進めることに関する意見」によって資源の総合利用の方向性を徐々に明確にしていった。また、「資源総合利用目録」によって資源の総合利用の範囲を明確にし、企業に資源の総合利用を奨励する政策として「企業所得税の若干の優遇政策に関する通知」、「中古・廃棄物回収経営企業等に対し増値税優遇政策を継続実施することに関する通知」、「固定資産の投資方向調節税"資源の総合利用、倉庫施設"の税目税率注釈の印刷発行に関する通知」などを制定した。

2005年7月の「国務院の節約型社会建設の短期重点業務を行うことに関する通知」および 2006年の「国務院の省工ネ業務の強化に関する決定」で以下のような提示がなされた。

- 1 「省エネ中長期特別計画」の十大重点省エネプロジェクトを確実に行う。
- 2 エネルギー消費産業と企業の省エネを確実に行い、特に鉄鋼・有色金属・石炭・電力・石油化学工業・建材などの重点エネルギー消費産業と年間のエネルギー消費が万トン標準 炭以上の企業の省エネを徹底させる。
- 3 交通運輸と農業機械の省エネを促進し、クリーン燃料自動車と省エネ型農業機械を開発 し、「乗用車燃料消費量規制」国家基準の実施を推進し、石油を大量消費する自動車の発 展を抜本的に抑制する。
- 4 商業および国民生活における省エネを誘導する。
- 5 電力の需要側管理を強化する。
- 6 省エネ技術サービスシステムの構築を加速させ、ESCO事業と省エネ投資の担保システムを推進し、企業が省エネ改造を行う際には診断・設計・融資・改造・運転・管理を網羅したサービスを提供する。
- 7 省エネ優遇税制を実行し、「省エネ製品目録」を制定し、「省エネ製品目録」にある製品の生産と使用に際しては納税額を優遇すると同時に、大量にエネルギーを消費する加工貿易を抑制し、不合理なエネルギー消費を規制するような税制政策を制定する。
- 8 省エネのための資金調達ルートを開拓し、省エネプロジェクトに対する融資を強化し、企業が市場を通じて直接資金調達することを奨励する。

#### (イ)循環型経済とクリーン生産

2005年に「循環型経済の発展加速に関する若干の意見」が公布され、循環型経済を発展させるための指導思想・基本原則・主要目標・具体的な指標が明確になり、「第11次5カ年計画」および以降の重点業務と重点事項が確定された。

また2002年には「クリーン生産促進法」が公布されている。同法は資源の利用効率を高め、 汚染物質の発生を削減および未然に防ぐために制定されたものである。これにより中国の クリーン生産技術・設備・製品・サービスの法的基礎が打ち立てられることになった。

#### ③ 市場経済政策

2002年9月に環境保護総局等関連部門が公布した「都市の汚水・ゴミ処理の産業化を推進することに関する意見」によって都市の汚水・ゴミ処理の産業化について新たなシステムを構築し、都市の汚水・ゴミ処理プロジェクトと運営の市場化に関する改革を確実に行うことが提示された。同規定では、競争メカニズムを導入し、入札によって投資者を選定し、社会の投資主体に対しBOT (Build-Operate-Transfer)のようなフランチャイズ方式による投資または政府の委託企業との合弁による都市汚水・ゴミ処理施設を建造することを奨励している。

2004年、建設部によって「市政公共事業フランチャイズ経営管理弁法」が公布された。これにより、都市の水・ガス・熱の供給、公共交通、汚水処理、ゴミ処理などの市政公共事業については、関連法令に従い市場競争メカニズムによって行政による公共事業の投資者または事業者を選定し、一定期間、市政公共事業関連の製品を取り扱わせたりサービスを提供させたりすることを可能にする制度が明確化された。

#### ④ 環境産業政策

環境産業の発展を指導および推進することを目的に、大きく二度にわたって奨励政策が発表された。まず、1990年に国務院によって「環境産業を積極的に発展させることに関する若干の意見」が発表され、環境産業は環境を保護および改善し、汚染や公害物質・技術に対応するための基盤である、とされた。続く2000年、中央政府の8つの部・委員会の連名によって「環境産業の発展を加速させることに関する意見」が公布され、以下の6つの政策的意見が提示された。

- (1) 環境産業の全体構想を提示するとともに、産業政策による誘導を強化し、構造改革を加速させ、環境産業の高度化を促進する。
- (2) 技術の進歩によって環境保護技術・設備のレベルを引き上げる。
- (3) 監督管理を強化し、環境産業市場を規範化する。
- (4) 優遇政策を実施し、環境産業の迅速な発展を奨励および支援する。
- (5) 積極的に条件を整え、環境産業市場の有効活用を牽引する。
- (6) 組織的指導を強化し、関連部門と仲介組織の作用を十分に発揮させる。

「第9次5カ年計画」と「第10次5カ年計画」では、それぞれ「国家環境産業発展綱要」と「国家環境保護 "第10次5カ年計画"」が示され、2006年には発展改革委員会と環境保護総局が「"第11次5カ年計画"環境産業発展のための指導意見」を策定したほか、国家環境保護総局が「環境サービス業発展報告」を発表して市場需要・発展構想・発展目標・重点分野・保障措施などの面から環境産業に関する指導意見を提示した。

環境産業市場構築に関する目下の業務は、環境産業の発展をサポートし、誘導し、規範化 するための環境技術政策、管理制度、技術基準、技術規範、技術と製品の評などの分野に 関するものである。1990年代以降、国家環境保護総局の関連部門によって環境技術政策面で都市汚水処理、都市生活ゴミ処理、危険廃棄物、エンジン付車両の排出ガス、ディーゼル車の排出ガス、オートバイの排出ガス、石炭燃焼によるSO2の排出、染色業の廃水、草パルプ製紙業、皮革工業、廃棄電池、廃棄家電、自動車製品のリサイクル、ボタの総合利用、鉱山の生態保護、湖・ダム湖の富養化など十数項目におよぶ汚染防止のための技術政策が次々に公布されている。

管理面では、職業資格認証システムを導入し、環境工事設計資格、環境汚染処理施設運用 管理資格、環境影響評価資格、環境エンジニア就業資格、環境コンサルタントエンジニア と環境影響評価エンジニアの就業等資格の認証を行うと同時に、環境技術評価の面では、 環境保護実用技術の選別とその推進、環境マーク製品の認証、環境保護ブランド製品の推 奨などの環境技術・製品の認証制度を確立している。

技術基準の面では、都市部の汚水・工業廃水・病院汚水・除塵脱硫・騒音/振動・都市ゴミ・ 危険廃棄物など、複数の環境エンジニアリング技術と製品基準がすでに公布されているか、 一部は現在策定中である。

現在、中国では環境産業の市場化に関する政策体系がほぼ形成され、環境産業の発展に資する環境保護関連の政策・法体系が整備・確立されている。国家の経済力強化に伴い、環境の監督管理も強化され、国民の環境に対する意識と要求も高まりつつある。これにより、生産や生活の各分野における環境産業の潜在需要が拡大し、その現実需要への転換も加速され、環境産業市場の規模が急激に拡大することが予想される。しかし、中国の環境産業政策にはまだ環境産業の特徴にみあった管理体系がなく、統一的な計画、組織的な指導、環境産業の発展を総体的に推進するための力が不足しているという問題がある。また、環境産業の発展に有利となる市場政策・制度は基本的に確立されてはいるが、環境保護上の要求と環境産業の具体的な状況に基づき、なお関連措置の検討と制定を強化する必要もある。

「第11次5カ年計画」期、中国政府は環境保護を戦略的により重要なものとして位置づけ、単位当たりGDPのエネルギー消費量を20%程度、主要汚染物質の排出総量を10%削減するという拘束性目標を提示しているほか、「国家環境保護 "第11次5カ年計画"」では各環境産業分野に対して具体的な目標と措置を提示し、2010年までにS02とCODを2005年比で10%削減するとしている。また、「第11次5カ年計画」期は全国の環境投資の同期GDPに占める割合が約1.35%になると推測している。関連の職能部門もそれぞれの分野の業務目標と投資方向について詳細な計画を行っている。

国家統計局のデータによれば、2006年と2007年の中国の環境投資総額は5,953億元で、同期 GDPに占める割合は1.29%となり、「国家環境保護"第11次5カ年計画"」で求められている 1.35%の水準には届かなかった。

経済の高度成長期は、さまざまな分野への投資が可能で投資資金回収率に対する要求も高いが、環境産業は収益性が相対的に低いために、軽視されがちになる。一方、マクロ経済

が後退すると、産業の多くが下降リスクにさらされるが、環境産業には収益が安定しているという特徴があるために、各種資金が環境産業に向かうという顕著な逆周期的特徴が見られる。

2008年の下半期以降、中国は国内経済の構造調整と国際的な需要後退という二重の影響によって、経済の伸び率が鈍化している。経済の後退に対応して、2008年のマクロ経済政策も年初の「双防」(経済の過熱とインフレの防止)方針から、同年半ばには「一保一控」(経済の安定成長を維持し、インフレを抑制する)に調整され、同年11月初旬にはさらに「プラス成長を維持する」となった。同時に、国務院は経済刺激策として以後2年間に4兆元を投入してインフラ施設・交通運輸・医療教育・生態環境などの民生プロジェクトに用いるとした。そのうち環境分野への投資は、主に都市の汚水やゴミの処理施設建設と重点流域の水質汚染の防止に使用され、重点省エネ排出削減プロジェクトをサポートしていくことになっている。環境投資はこの「4兆元」計画によっても加速されることになる。

国務院の「4兆元」計画を徹底させるために、環境保護部は2008年から3年間に渡り、各方面から1兆元の資金を調達して環境分野に充当することを表明している。建設部にも都市汚水処理施設の建設を加速する計画があり、36の大中都市は2009年末までに汚水の全量を収集・処理することが義務づけられ、「第11次5カ年計画」をベースに90%以上の全国県政府所在地に汚水処理施設を建設していく予定になっている。また、都市ゴミ処理施設の建設も加速しており、ゴミ処理施設の建設スケジュールを保証すると同時に、ゴミの回収輸送システムの建設についても加速されることになっている。

(出典: 『中国の環境産業に関する調査報告書』ジェトロ北京センター 2009 年 3 月 http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000126/china\_kankyo.pdf)

(9) 廃棄物処理・3R事業を行う上での各種規制(環境規制、建築規制、物流規制) -環境保護の基本政策とその動向:

中国では1979年に最初の環境保護法が公布されて以降、30年の歴史を経て、環境保護、生態と自然資源の保護、資源の節約と総合利用の3大分野において環境政策体系の大枠を形成するまでになっている。これによって、国家政策の趣旨、目標、任務、道筋、協議、政府・企業・国民の環境に関する権利と義務が確立されているが、それは中国全ての社会経済活動における環境行為を規範化しているだけではなく、中国の環境産業の確立と発展においても強力な政策的基盤となっている。また、開放改革路線によって市場経済政策体系の整備も進み、環境産業市場化のための良好な基盤を創出している。同時に、中国の環境産業が直面している困難や課題からも分かるように、環境産業の発展自体が環境および関連市場の経済政策に対して要求をつきつけてもいる。

世界的な環境産業発展の歴史的経緯を見ると、環境産業関連の政策体系の基本的な枠組みは以下の4方面から構成されている。

- 1環境産業を支える国の経済・社会・政治的基盤、
- 2環境産業を誘導する社会的ニーズ、
- 3環境産業の発展を奨励するための市場経済政策、
- 4環境産業の運営を計画・指導・監督・管理するための環境産業政策、である。

#### ① 経済·社会·政治的基盤

#### (ア) 基本国策

1984年5月8日「国務院の環境保護業務に関する決定」によって「生活環境と生態環境の保護と改善、汚染および自然環境破壊の防止は、中国の社会主義社会現代化建設における基本国策である」ことが決定された。

また、2006年3月の「第11次5カ年計画」では、資源の節約が中国の基本国策であることが提示された。

#### (イ)「小康社会」全面建設

2002年の中国共産党第16回党大会報告書では、「持続可能な発展能力を強化し、生態環境を改善し、資源の利用効率を大幅に高め、人と環境の調和を促し、社会全体で生産を発展させ、豊かな生活が可能で、生態が良好な文明的な発展の道を歩むようにする」ことを、「小康社会」全面建設という目標の重要な要素とすることが提示された。

## (ウ) 科学的発展観

中国共産党第十六期中央委員会第三回全体会議で採択された「中国共産党中央の社会主義市場経済体制の整備に関する若干の問題についての決定」(2003年10月14日)では、「以人為本(人を基本とすること)を堅持し、全面的かつ調和のとれた持続可能な発展観を打ち立て、経済社会および人の全面的な発展を促進する」することなどが示された。

### (エ) 資源節約型・環境友好型社会の建設

「中国共産党中央の国民経済および社会発展"第11次5カ年計画"の制定についての建議」 (2005年10月11日)の中で、循環型経済の発展に注力し、資源の節約と環境保護という基本 国策を徹底させ、少ない投資額で生産性が高く、省エネルギー・低排出、循環・持続可能 な国民経済体系および資源節約型・環境友好型社会を建設することが提示された。

#### (才) 社会主義新農村建設

「中国共産党中央の国民経済および社会発展"第11次5カ年計画"の制定についての建議」 (2005年10月11日)によって、社会主義に基づく新しい農村の建設が中国の現代化プロセス における重大な歴史的任務であることが提示された。これにおいて、「生産発展、生活寛 裕、郷風文明、村容整潔、管理民主(生産性の向上、ゆとりある生活、文化的な風土、農村 の環境整備、民主導による管理)」という要求に基づき、新しい農村の建設を着実かつ安定 的に進める、とされた。

## (カ)「3つの転換」

温家宝総理が2006年4月17日の第六回全国環境保護大会の席上で、環境保護においては経済成長重視から環境保護と経済成長の両方を重視するという転換を果たし、環境保護の中で発展を求めるべきだとする内容を含む3つの転換を実現すべきだとする講話を行った。

#### (キ) 社会主義「和諧社会」建設

中国共産党第十六期中央委員会第六回全体会議における「和諧社会の建設に関する若干の重大問題についての決定」(2006年10月11日)によって、「資源の利用効率を大幅に高め、生態環境を顕著に好転させる」ことが、社会主義による「和諧社会」建設のための九大目標の一つに組み入れられた。

#### (ク) 国際公約の履行

中国では「バルセロナ条約」、「生物多様性条約」、「核安全条約」、「京都議定書」、「砂漠化防止条約」、永続的な有機物汚染に関する「ストックホルム条約」等27項の国際環境条約および環境・貿易関連の条約を締結しているほか、地域および二国間の環境協力を積極的に展開している。

#### ② 社会的ニーズ

環境汚染を解決するために、中央政府は大気・水・固形廃棄物・騒音・放射性汚染対策法 と関連の環境品質基準および汚染物質排出基準(地方の汚染物質排出基準を含む)を制定・ 公布し、政府部門と企業の環境に関する責任と義務についてそれぞれ別個に規定している。

### (ア) 資源の節約・総合利用と省エネ

1985年、国務院は国家経済委員会の「資源の総合利用に関する若干の問題についての暫定規定」を定め、1996年の国務院「資源の総合利用をさらに進めることに関する意見」によって資源の総合利用の方向性を徐々に明確にしていった。また、「資源総合利用目録」によって資源の総合利用の範囲を明確にし、企業に資源の総合利用を奨励する政策として「企業所得税の若干の優遇政策に関する通知」、「中古・廃棄物回収経営企業等に対し増値税優遇政策を継続実施することに関する通知」、「固定資産の投資方向調節税"資源の総合利用、倉庫施設"の税目税率注釈の印刷発行に関する通知」などを制定した。

2005年7月の「国務院の節約型社会建設の短期重点業務を行うことに関する通知」および 2006年の「国務院の省エネ業務の強化に関する決定」で以下のような提示がなされた。

- 1 「省エネ中長期特別計画」の十大重点省エネプロジェクトを確実に行う。
- 2 エネルギー消費産業と企業の省エネを確実に行い、特に鉄鋼・有色金属・石炭・電力・石油化学工業・建材などの重点エネルギー消費産業と年間のエネルギー消費が万トン標準 炭以上の企業の省エネを徹底させる。
- 3 交通運輸と農業機械の省エネを促進し、クリーン燃料自動車と省エネ型農業機械を開発 し、「乗用車燃料消費量規制」国家基準の実施を推進し、石油を大量消費する自動車の発 展を抜本的に抑制する。
- 4 商業および国民生活における省エネを誘導する。
- 5 電力の需要側管理を強化する。
- 6 省エネ技術サービスシステムの構築を加速させ、ESCO事業と省エネ投資の担保システムを推進し、企業が省エネ改造を行う際には診断・設計・融資・改造・運転・管理を網羅したサービスを提供する。
- 7 省エネ優遇税制を実行し、「省エネ製品目録」を制定し、「省エネ製品目録」にある製品の生産と使用に際しては納税額を優遇すると同時に、大量にエネルギーを消費する加工貿易を抑制し、不合理なエネルギー消費を規制するような税制政策を制定する。
- 8 省エネのための資金調達ルートを開拓し、省エネプロジェクトに対する融資を強化し、企業が市場を通じて直接資金調達することを奨励する。

#### (イ)循環型経済とクリーン生産

2005年に「循環型経済の発展加速に関する若干の意見」が公布され、循環型経済を発展させるための指導思想・基本原則・主要目標・具体的な指標が明確になり、「第11次5カ年計画」および以降の重点業務と重点事項が確定された。

また2002年には「クリーン生産促進法」が公布されている。同法は資源の利用効率を高め、 汚染物質の発生を削減および未然に防ぐために制定されたものである。これにより中国の クリーン生産技術・設備・製品・サービスの法的基礎が打ち立てられることになった。

#### ③ 市場経済政策

2002年9月に環境保護総局等関連部門が公布した「都市の汚水・ゴミ処理の産業化を推進することに関する意見」によって都市の汚水・ゴミ処理の産業化について新たなシステムを構築し、都市の汚水・ゴミ処理プロジェクトと運営の市場化に関する改革を確実に行うことが提示された。同規定では、競争メカニズムを導入し、入札によって投資者を選定し、社会の投資主体に対しBOT (Build-Operate-Transfer)のようなフランチャイズ方式による投資または政府の委託企業との合弁による都市汚水・ゴミ処理施設を建造することを奨励している。

2004年、建設部によって「市政公共事業フランチャイズ経営管理弁法」が公布された。これにより、都市の水・ガス・熱の供給、公共交通、汚水処理、ゴミ処理などの市政公共事

業については、関連法令に従い市場競争メカニズムによって行政による公共事業の投資者 または事業者を選定し、一定期間、市政公共事業関連の製品を取り扱わせたりサービスを 提供させたりすることを可能にする制度が明確化された。

#### ④ 環境産業政策

環境産業の発展を指導および推進することを目的に、大きく二度にわたって奨励政策が発表された。まず、1990年に国務院によって「環境産業を積極的に発展させることに関する若干の意見」が発表され、環境産業は環境を保護および改善し、汚染や公害物質・技術に対応するための基盤である、とされた。続く2000年、中央政府の8つの部・委員会の連名によって「環境産業の発展を加速させることに関する意見」が公布され、以下の6つの政策的意見が提示された。

- (1) 環境産業の全体構想を提示するとともに、産業政策による誘導を強化し、構造改革を加速させ、環境産業の高度化を促進する。
- (2) 技術の進歩によって環境保護技術・設備のレベルを引き上げる。
- (3) 監督管理を強化し、環境産業市場を規範化する。
- (4) 優遇政策を実施し、環境産業の迅速な発展を奨励および支援する。
- (5) 積極的に条件を整え、環境産業市場の有効活用を牽引する。
- (6) 組織的指導を強化し、関連部門と仲介組織の作用を十分に発揮させる。

「第9次5カ年計画」と「第10次5カ年計画」では、それぞれ「国家環境産業発展綱要」と「国家環境保護 "第10次5カ年計画"」が示され、2006年には発展改革委員会と環境保護総局が「"第11次5カ年計画"環境産業発展のための指導意見」を策定したほか、国家環境保護総局が「環境サービス業発展報告」を発表して市場需要・発展構想・発展目標・重点分野・保障措施などの面から環境産業に関する指導意見を提示した。

環境産業市場構築に関する目下の業務は、環境産業の発展をサポートし、誘導し、規範化するための環境技術政策、管理制度、技術基準、技術規範、技術と製品の評などの分野に関するものである。1990年代以降、国家環境保護総局の関連部門によって環境技術政策面で都市汚水処理、都市生活ゴミ処理、危険廃棄物、エンジン付車両の排出ガス、ディーゼル車の排出ガス、オートバイの排出ガス、石炭燃焼によるSO2の排出、染色業の廃水、草パルプ製紙業、皮革工業、廃棄電池、廃棄家電、自動車製品のリサイクル、ボタの総合利用、鉱山の生態保護、湖・ダム湖の富養化など十数項目におよぶ汚染防止のための技術政策が次々に公布されている。

管理面では、職業資格認証システムを導入し、環境工事設計資格、環境汚染処理施設運用管理資格、環境影響評価資格、環境エンジニア就業資格、環境コンサルタントエンジニアと環境影響評価エンジニアの就業等資格の認証を行うと同時に、環境技術評価の面では、環境保護実用技術の選別とその推進、環境マーク製品の認証、環境保護ブランド製品の推奨などの環境技術・製品の認証制度を確立している。

技術基準の面では、都市部の汚水・工業廃水・病院汚水・除塵脱硫・騒音/振動・都市ゴミ・ 危険廃棄物など、複数の環境エンジニアリング技術と製品基準がすでに公布されているか、 一部は現在策定中である。

現在、中国では環境産業の市場化に関する政策体系がほぼ形成され、環境産業の発展に資する環境保護関連の政策・法体系が整備・確立されている。国家の経済力強化に伴い、環境の監督管理も強化され、国民の環境に対する意識と要求も高まりつつある。これにより、生産や生活の各分野における環境産業の潜在需要が拡大し、その現実需要への転換も加速され、環境産業市場の規模が急激に拡大することが予想される。しかし、中国の環境産業政策にはまだ環境産業の特徴にみあった管理体系がなく、統一的な計画、組織的な指導、環境産業の発展を総体的に推進するための力が不足しているという問題がある。また、環境産業の発展に有利となる市場政策・制度は基本的に確立されてはいるが、環境保護上の要求と環境産業の具体的な状況に基づき、なお関連措置の検討と制定を強化する必要もある。

「第11次5カ年計画」期、中国政府は環境保護を戦略的により重要なものとして位置づけ、単位当たりGDPのエネルギー消費量を20%程度、主要汚染物質の排出総量を10%削減するという拘束性目標を提示しているほか、「国家環境保護"第11次5カ年計画"」では各環境産業分野に対して具体的な目標と措置を提示し、2010年までにS02とCODを2005年比で10%削減するとしている。また、「第11次5カ年計画」期は全国の環境投資の同期GDPに占める割合が約1.35%になると推測している。関連の職能部門もそれぞれの分野の業務目標と投資方向について詳細な計画を行っている。

国家統計局のデータによれば、2006年と2007年の中国の環境投資総額は5,953億元で、同期 GDPに占める割合は1.29%となり、「国家環境保護"第11次5カ年計画"」で求められている 1.35%の水準には届かなかった。

経済の高度成長期は、さまざまな分野への投資が可能で投資資金回収率に対する要求も高いが、環境産業は収益性が相対的に低いために、軽視されがちになる。一方、マクロ経済が後退すると、産業の多くが下降リスクにさらされるが、環境産業には収益が安定しているという特徴があるために、各種資金が環境産業に向かうという顕著な逆周期的特徴が見られる。

2008年の下半期以降、中国は国内経済の構造調整と国際的な需要後退という二重の影響によって、経済の伸び率が鈍化している。経済の後退に対応して、2008年のマクロ経済政策も年初の「双防」(経済の過熱とインフレの防止)方針から、同年半ばには「一保一控」(経済の安定成長を維持し、インフレを抑制する)に調整され、同年11月初旬にはさらに「プラス成長を維持する」となった。同時に、国務院は経済刺激策として以後2年間に4兆元を投入してインフラ施設・交通運輸・医療教育・生態環境などの民生プロジェクトに用いるとした。そのうち環境分野への投資は、主に都市の汚水やゴミの処理施設建設と重点流域の

水質汚染の防止に使用され、重点省エネ排出削減プロジェクトをサポートしていくことになっている。環境投資はこの「4兆元」計画によっても加速されることになる。

国務院の「4兆元」計画を徹底させるために、環境保護部は2008年から3年間に渡り、各方面から1兆元の資金を調達して環境分野に充当することを表明している。建設部にも都市汚水処理施設の建設を加速する計画があり、36の大中都市は2009年末までに汚水の全量を収集・処理することが義務づけられ、「第11次5カ年計画」をベースに90%以上の全国県政府所在地に汚水処理施設を建設していく予定になっている。また、都市ゴミ処理施設の建設も加速しており、ゴミ処理施設の建設スケジュールを保証すると同時に、ゴミの回収輸送システムの建設についても加速されることになっている。

(出典:『中国の環境産業に関する調査報告書』ジェトロ北京センター 2009年3月

http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000126/china\_kankyo.pdf)

# 1.2 中国の入札情報

中国の入札の具体的な事例について、次ページ以降に示す。

# 表 中国入札情報の事例

	案件名	内容 (場所)	入札手順	,	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
事例1		· 市 · 模 · し期 ·		1. 2. 3. 4. 5. 6.	独受良なつ中都国た級ゴ実プ級政る中法ド要事力業計 和建)工をて。ト造動、な法トューでるな務 人・建政上埋をジ上購る大、ュに長持用制 国設の事も市 経師に経し規の事も市 経師に経し規の事も市 経師に経し規のようと (表負。工 は 加活 入のとは、と と元し3 事 2 す動 札他を 全持と元し3 事 2 す動 札他	市事1) 級師 2) 建造師 2)	http://www.ccg p. gov.cn/cggg/ dfbx/gkzb/2011 06/t20110602_1 634519.shtml 中国政府采購網

	案件名	内容 (場所)	入札手順	,	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
事例 2	ゴ継スシ(督事中送一ン監工	<ul><li>・市紅 ・模 ・し期 ・</li><li>・市紅 ・模 ・し期 ・</li><li>・市紅 ・模 ・ し期 ・ 工 ・ まく不 法</li><li>・京西 規 ・ も納 明</li></ul>	大興区清澄名苑北区 27 号棟 B 座 1512 号室 ・入札書類を購入する際に下記の物を持参してください: 営業許可証の写し、資質の証明書の写し、総工程監理師登録証明書、組織・機構のコードの証明書、税	<ol> <li>1.</li> <li>2.</li> <li>3.</li> <li>5.</li> <li>6.</li> </ol>	独つ営書ド品職つ同を全ェつ良なつ家級総間理つ島。業、の質業。種も的ク。好財。屋以監内工のの計組証認健 エつ事ト な務 の上理の程法 証・税環証 績質、設 用制 事 はて明済 資構登認書 と的プ備 と度 監 有い書を証コ証証を 経、口を 健を 督 効るをを証コ証証を 経、口を 健を 督 効るを がいました。   は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	家屋の建築 工事監督 級 3)	http://bj.bidc enter.com.cn/d iqurili-753944 5-1.html 北京招標網
事例3	ゴ類処びサスミ梱理輸ー	<ul><li>・地域: 広域: 広域: 広が 設明</li><li>・上は エート ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</li></ul>	・入札説明会: 2006年8月14日 広州頂益食品有限公司行政楼1F ・入札期間及び場所: 2006年8月16日 広州頂益食品有限公司行政楼1F ・落札結果の公開時間: 2006年8月17日(暫定) 広州頂益食品有限公司行政楼2F ・入札書類の購入時期及び場所:2006年8月14日広州頂益食品有限公司行政楼1F	1. 2.	意業許可証、税務登記 証などを持つ。 規制を従う、契約書に 書いてある責任を履 行。		http://www.bid center.com.cn/ newscontent-62 3583-1.html 中国采招網

	案件名	内容 (場所)	入札手順	,	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
事例 4	ゴカ	・省 ・模日日炉 ・し期 ・(地浦 施: 110 事く不 法所: 県 のトト焼 間は明 :かトト焼 間 ・江 規//却 も納 明	・入札書類発売期間: 2011 年 5 月 12 日至 2011 年 5 月 20 日, (AM8:30-11:30; PM14:00-17:00) 平日のみ。 ・入札書類発売場所: 浦江県人民東路 83 号 ・入札締切日: 2011 年 6 月 1 日 AM09:30 ・入札書類の受付場所: 浦江県人民東路 83 号 1F 受付	1. 2. 3.	<政府購入法>第22 項の規定に符合。 ゴミ焼却炉の商工業の 営業許可証を持つ、資 本金は100万元および 以上。	(本)	中国国際招標網では、一世の大学のでは、一世のは、一世のでは、一世のは、一世のでは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世の

	案件名	内容 (場所)	入札手順	,	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
事例5	ご立場階工の処ⅡⅡ事	・省洲村 ・模8のラーー高ト地中鎮五 施: メ標ッムトのフ域山新指 設填一高ト~ルプォ:市前山 の場トのフ0のラー広市前山 の場トのフ0のラー東坦進 規:ルプォメ標ッム	2011 年 5 月 27 日-2011 年 6 月 2 日 PM17:00 まで ・落札結果の公開時間: 2011 年 6 月 3 日 PM15:00 ・入札する際に下記の物を持参してください: 1、《請負人の入札申請表》 2、中山市建設業界企業管理の IC カード 3、営業許可証、資質証明書の写し、安全生産許可証の写しのオリジナルとコピー。 4、法定代表人の身分証明書と法定の代表人の委托書のオリジナルと代理人身分証のオリジナルとピー 5、登録した建築士の IC カード(あるいは建築士の登録証明書)のオリジナルとコピー。 6、登録した建築士、技術責任者、品質員、安全員(各 1 名)の証明書あるいは IC カードおよび社会保障費用を納めた証明書の(2011 年 1 月 1 日~2011	2.	市以業くカ人体せ登資事士―と築工山C落つ持は 師:級明ド省けて強力、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	市政公用工事請負 2 級 5 5 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	http://www.zha obiao.gov.cn/z /notice/2011/5 /27/26605634.s html 中国建設招標網
事例 6	ご立場処備購入の外別の場所である。	・・省・模処ンつ処・し期工地集施:理/都理エ<要く契	・入札書類発売期間: 2011 年 5 月 30 日至 2011 年 6 月 3 日, (AM8:30-11:30; PM13:30-16:00) 平日のみ。 ・入札締切日: 2011 年 6 月 20 日 PM14:00 ・入札書類を購入する際に下記の物を持参してください: 企業法人の営業許可証の写し、設備生産メーカーの		一はあるいは代理店; 代理商の場合、生産企 業の受諾書を提出す る。		http://www.tia nya.cn/techfor um/content/242 /1/746304.shtm 」 天涯論壇

	案件名	内容 (場所)	入札手順	,	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
事例7	ご立場工場の一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、	後内供が後内据完し調・・省 ・模 ・し期9-10計 ・2は給終1はえ成て整工地呉 施: エ :月2月5 エヶ商いわヶ設付し運す法域江 設不 事く20113日 :月品供つ月備けて行 不江 の明 間は112 11 不以を給た以のをそを 明蘇 規 も納年日年日 明以を給た以のをそを 明蘇 規 も納年日年日 明	・入札公示日: 2011年8月1日-2011年8月5日 ・予備資料の内容及び提出時期: (1) 呉江市の建設工事の資格予審ファイルのダウンロード http://sgxk.jswjcin.gov.cn:8041/wjhuiyuan/ (2) 予審の材料の提出する時間:2011年8月1日~2011年8月5日14:00時 (3) 提出場所:呉江行政サービスセンターの新楼の3階の情報の発表ホール1#箱 ・入札期間及び方法: 申請人 2011年8月5日14:00时前に(http://sgxk.jswjcin.gov.cn:8041/wjhuiyuan/)にて登録し申請する。	<ul><li>5.</li><li>6.</li><li>7.</li><li>1.</li><li>2.</li><li>3.</li></ul>	つ2国例設取る政さけ共都級372す口の高いでのでは、このでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	都緑 緑 緑 る る る る る る る る る る う る う る う う る う	http://www.312 green.com/bid/ detail.php?id= 35586 青青花木網
事 例 8	ご 立場購入 購入	・省 ・模り機ニャ地藁 施第ご1切と ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	・入札及び入札書類発売期間: 2011年6月7日至入札締切日,(AM9:00-11:30; PM14:30-17:00)平日のみ。 ・入札締切日: 2011年6月27日 AM09:00 ・落札結果の公開時間: 2011年6月27日 AM09:00	2.	独自の法人資格を持つ; 商工業行政管理部門に登録され、今回の入札 商品を生産あるいはサ プライ能力を持つメー カーか代理商。		http://www.heb gp.gov.cn/upne ws/upfiles/zfc g_zbgg/SJZ_GCS 20116793257!-2 dhtm 河北政府采購網

	案件名	内容 (場所)	入札手順	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
		の台り1切プ台散台の台り処(量は集イ下掘;:台り・、ら、肥;:分体の入すルさ削3載第:カ水ら、肥第ご分体の入すルさ削3載第:一をす引取5み場的詳札るをい機区機4ダの撒車作車区埋器なしをフご1切械区ン2き1用1切立具数く募ァ覧	・落札結果の公開場所: 石家庄市友誼大街美迪亜酒店 C 座 9F (河北格沃招標有限公司開標室)			
事例 9	ご立場設入埋分械購	・し期 ・ 省県 ・ 模ン積台0.1 エ地部 施:ド載、3分割は明 ・ 三地部 施:ド載、3分割は明 ・ 三地部 からこの機斗掘りの 1 単位の 1 単位	邯郸市陵園路 607 号    ・入札締切日、落札結果の公開時間及び場所:	1. 〈政府購入法〉第22 項の規定に符合。 2. サプライ能力と業績を 持つ。 3. 共同入札は不可。		http://www.wjj w.cn/news/html /037/365.html 中国挖掘機網

	案件名	内容 (場所)	入札手順	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
		動下ろす車1 台 ・工事期間も し リ ・工ま、不明 ・工法: 不明				
事例10	一ゴ縮箱	- ・省 ・模箱 ・し期 ・ 土地芜 施:1 エ : エ 法域湖 設ミ台 期は明 : ・・市 の圧 間は明 ・ ・・・	接収する電子メールの住所、当プロジェクトの入札 する責任者の連絡用電話を明記。	<ol> <li>独自の法人資格を持つ;</li> <li>商品の供給、インストール、アフタする生産・カーあるいは代理商。</li> </ol>		中国国際招標網ファル東国の人事例のの場所のののでは、「日本ののでは、「日本
事 例	ゴミ中 継輸送	·地域:河南 省長垣県	・入札及び入札書類発売期間: 2011年09月19日-2011年09月23日; AM8:00-	1. 家屋の建築施工3級以 上資格、建築士は建築	家屋の建築 施工 3 級	http://www.ccg p. gov.cn/cggg/

	案件名	内容 (場所)	入札手順	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
1	及イ設工・建	・模テ中理の車わ衆つ属・し期・施ニィ継設中なえ便、の エニニン ひょのご 備継どる所よ事 期は明 ニのユごミご輸を、各び。 間 アース 間 スタルみ送く公1付 も納 明	長垣県財政局 7F 7011 号室 長垣県公共資源交易中心開標室) ・入札書類を購入する際に下記の物を持参してください: 年1度の定期検査合格の企業法人の営業許可証(写し)、資質の証明書(写し)、安全生産の許可証、法	2. 3. はでるととはであるとというでは、 2. 3. はでるととなった。 はでるととなった。 はでるとはである。 はでるとはである。 はでるとはである。 はでるとはである。 をはれ格任持好財が、 をはてもかっとはである。 をはれたというでは、 をはなおけい。 でも、はである。 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、というでは、 でも、このでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	8)	dfbx/gkzb/2011 09/t20110920 1 788814. shtml 中国政府采購網
事例12	ゴ継スシ設事中送一ン工	・省 ・模3式縮ッ ・し期結日で地大 施8めの設ト エ・ミレ内デミ市 のン垂み1 間はが後品ッ	・入札締切日及び交渉の開始時間: 2011 年 8 月 29 日 PM3:30 ・交渉する場所: 六安市政務中心 2F 洽談室(六安市梅山南路)	1. 〈政府購入法〉会。 項の規定に符合。認証、 「S014001 環節に りの規定に符合。認証 「S014001 環節で では のHSAS18001 健康 管理は ででは ででは でででする。 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は		http://www.bid center.com.cn/ newscontent-84 87846-1.html 中国采招網

	案件名	内容 (場所)	入札手順	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
事例13	20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	をインマール インマール ・工法: ・ ・地域: 北京 市豊台 ・施設の規	·入札期間: 2011年8月4日から 9:00-16:00, 平日のみ。	1. 中華人民共和国で境界 内は登録し、単独で民 事責任を負う、生産あ るいは供給能力が有す		http://www.ccg p-beijing.gov. cn/cggg/zbgg/t 20110812 33119
	フェ ロク ト	·模第リミ第ッッリご包トッミ第分動第みバ四包処 ・し期 ・旭:1ッ袋2トトッみ:ルト分4別三5のッ輪み理 エ : エ設 包ト 包ルルトの12、ル類包収輪包分テ車:設 事く不 法設 セル : 、ル桶リ4の桶ご集 生類リ第ご 間 不ぬ 10ゴ リリ10の3ッリゴ み電 ごのー6み も納 明	・入札書類の受付場所: 北京市京発招標有限公司 405 号室(崇文区磁器口路口東北角工商銀行楼上 405 号室) ・落札結果の公開時間: 2011 年 9 月 1 日 AM09:00 ・落札結果の公開場所: 豊台区聖地苑賓館 2F 会議室 ・入札書類を購入する際に下記の物を持参してください: 1、営業許可証の写し、法人委托書のオリジナル。 2、もし販売店なら、メーカーに当プロジェクトに対応する唯一の委任状のコピーを提供しなければならない。 3、すべてのコピーは公印を押す。 4、入札の募集ファイルは一組 400 元。	のるそ国 は は は は は は は は は は は は は		20110812_33119 4. htm 北京市政府采購

	案件名	内容 (場所)	入札手順		入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
事例14	ご 立場	・ 地郴 施総量方 ・模蔵立ル理 が ・模に蔵立が ・機・ででである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でのは、 ・で	・入札期間: 2010年01月18日-2010年1月22日, 8:30-12:00, 14:30-17:30、平日のみ。 ・入札書類の受付場所: 郴州市燕泉北路36号(湖南紅華項目管理有限公司) ・入札書類を購入する際に下記の物を持参してください: 紹介状、委托書及び身分証、入札要件の"資質と資格"の求めた証明資料と営業許可証のオリジナル。	2.	市以を 事産士 工生築 主生 で で で で で で で で で で の で で の の で で の の で の の の で の の の の の の の の の の の の の	環境工程設計乙級 9)	中国招標網 ファイル『実際 の入札要件の事 例』事例14ご 参照
-	a III	・工法:不明			の資格を持つ;安全生産許可書を持つ;生活汚水あるいは工業排水2級以上運営資格を持つ。過去5年以内、過去5年以内、最低1つ以上の浸透証明。理工程工事実績証明。		
事例15	ご立場	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・入札公示日 2010 年 10 月 27 日  ・入札期間: 2010 年 10 月 21 日- 2010 年 10 月 27 日 (AM8: 30-11:30, PM13:30-17:00);、平日のみ。  ・入札書類の受付場所: 靖江市行政中心商務 A 棟 3F  ・入札書類を購入する際に下記の物を持参してください: 有効な企業の IC カードとプロジェクトマネージャーの IC カード、靖江市入札仕入取引センターの大広間で資格予審資料を受け取る。		関資格と専門等級、プロエクト管理資格		http://www.bid center.com.cn/ newscontent-68 39372-1.html 中国采招網

	案件名	内容 (場所)	入札手順	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
		・工法:不明	・入札保証金: 入札保証金は入札する企業法人の基本的な預金ア カウントから支払う、個人あるいは法人会社の事務 所、支社、子会社と他人のアカウントは許さない。 入札保証金(人民元)を表示:A1: 100000元、A2: 100000元、A3:3万元、A4:100000元、締切:2010 年10月27日17:00前 振り込み先:靖江市入札仕入取引センター。			
事例16	正み処整事規埋分備	・市 ・模 ・し期 ・地豊 施: エ : エ : エ : エ :	2010 年 12 月 7 日 -2010 年 12 月 26 日, AM9:00-12:00; PM13:00-16:30, 平日のみ。 ・入札書類発売場所: 北京市京発招標有限公司 705 号室 ・入札期間: 2010 年 12 月 27 日 AM8:30-9:30	1. 2. 3. 4. 5. 6.7. 1. 2. 3. 4. 5. 6.7. 2. 3. 4. 5. 6.7. 2. 3. 4. 5. 6.7. 2. 3. 4. 5. 6.7. 2. 3. 4. 5. 6.7. 2. 3. 4. 5. 6.7. 6.7. 6.7. 6.7. 6.7. 6.7. 6.7.	市政員1	http://www.ccg p. gov.cn/cggg/ dfbx/gkzb/2010 12/t20101206_1 437933.shtml 中国政府采購網

	案件名	内容 (場所)	入札手順	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
			的な処理能力は 30 万立方メートル以上のごみ処理   業績   6. 共同入札の場合は、合意書を提出する。			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
事例17	ご立場時透工み処閉の防事埋分場浸止	・省 ・模米 ・し起20日竣20日 ・地太 施: エくエ10 エ10 エリック 設4 期納定3 定9 ニホ の万 間期日月 日月 不 間期日月 日月 不	・入札質疑応答会時間 2010 年 2 月 10 日 PM13:30  ・入札締切日: 2010 年 2 月 25 日 AM9:30  ・落札結果の公開時間: 2010 年 2 月 25 日 AM9:30  申請者は 2010 年 2 月 1 前に , 電子メールにて申し込む。申し込む材料: (1) 企業の資質の証明書、営業許可証、安全生産の許可証などのコピー; (2) 企業の簡単な紹介; (3) 経営業績の材料; (4) 部門の正式名称は、プロジェクトの名称、担当者の姓名、担当者の連絡先、部門の電話; (5) 登録した	1. 2. は 2. は 2. は 3. は 4. と 4. は 4. は 5. は 4. は 5. は 6. で 6. は 6. は 6. は 6. は 6. は 6. は 6. は 6. は 6. は 7. は 6. は 7. は 6. は 7. は 8. は 8		http://www.bid center.com.cn/ newscontent-56 69453-1.html 中国采招網

	案件名	内容 (場所)	入札手順	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
事例18	都活衛立事市ゴ生場生ミ埋工	・省 ・模段札第り管の中ル門洗検シ第りののメ・し期 ・地安 施:階 一:理施、、、車査ョニ:施 一工 : 工域康 設 分 区才区工総補計のスン二道工7ト事く不 法:市 の け 切フ工、合修量溝テな区の、0.ル期は明 :陕 規 入 イ程そビ部間と一ど 工全5;間 不西	・入札期間: 2010年9月8日-2010年9月14日 AM 9:00-12:00, PM14:00-17:00、平日のみ。 ・入札書類受け場所: 西安市高新区科技路 48 号創業広場 A 棟 304 号室 ・入札書類を購入する際に下記の物を持参してください: 紹介状、法人委任状および身分証、営業許可証、家屋の建築施工 2 級と以上の企業の資質の等級の証明書、地方の企業が陝西に入る証明書、プロジェクト建築士の 2 級と以上の資質の証明書が及び安全審査 B 証明書、安全生産の許可証、そして同類の工事の業績などがある証明資料。	紹介信、法人委託授権書、 身分証、営業許可証、級と 選業許可。 会議 の建築施工請負。 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員 会員		ファイル 『実際の人物』 事例 1 8 参照
事例 1 9	都活衛立口ク計市ゴ生場ジト	・地龍 ・模: ・模: ・模: ・型図の ・型の ・型の ・型の ・型の ・型の ・型の ・型の ・型の ・型の ・型	·入札書類発売期間: 2010年9月15日-2010年9月21日AM9:30~11: 30, PM15:00~17:00。 ·入札書類発売場所: 龍南県行政服務中心1F办公大厅	<ol> <li>規制を従う、契約書に書いてある責任を履行。</li> <li>市政公用業環境衛生専攻設計2級以上</li> <li>業績証明証(100t/日以上衛生埋め立て設計工事)</li> </ol>		中国招標信息網 ファイル『実際 の入札要件の事 例』事例19ご 参照

	案件名	内容 (場所)	入札手順	7	入札要件(入札条件)	資格要件	情報源
事例20	1tゴめ場濾処事〇/ミ立浸過理〇日埋て透液工	図 ・し期のは工積の30日 ・・・回呉 ・模液立ル ・し60 ・設 工 :エ3図もエ日。 工地族忠 施ご処方日 事はら 法 事く初工6設り事。 法域自市 設み理メ 期納 :間は設期, 1、な期計 不寧治 のの1ー 間期 不間。設期, 1、な期計 不寧治 のの1ー 間期 不も納計間施見ど間66 明夏区 規濾のト も: 明	・入札書類発売期間: 2010年9月14日-2010年9月18日,毎日AM8 30-12: 00, PM14:30-18:30。 ・入札書類発売場所: 銀川華実俱進招標代理有限公司(上海東路 66 号) ・入札書類を購入する際に下記の物を持参してください: 会社や事業体の紹介状。	<ul><li>2.</li><li>3.</li><li>4.</li></ul>	営業許可証、税務登記 書、企業組織入 報子 書、人委託書 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 た 産 会 の も き と の 大 き と と う の も き も と う に る り る も と も と も と も と も と も と も と も と も と も		寧夏招標網 ファイル『実際 の入札要件のご 参照

#### 説明:

- 1)企業は最近5年間で下記4項目中の2項目以上、且つ単項の契約額が300万元以上の市政公共工事施工の請負或いは主体工事を引き受けたことがあり、工事は品質的に合格である。(後省略、詳細は添付ファイル(中国))
- 2)「二級建造師」は、建築業資格の一つであり、プログラムマネージャになる前提条件である。「建造師執業資格証」を取り、登録完了後、「二級建造師登録証明書」を得て、さらに登録完了であれば、事業を行うことができる。参考:http://baike.baidu.com/view/980222.htm

- 3) http://baike.baidu.com/view/2315926.htm
- 4) 第22条 政府調達の活動に参加するサプライヤーは、次の条件を満たさなければならない: (1) 単独で民事の責任を引き受けることができる;(後省略、詳細は添付ファイル(中国))
- 5)企業は最近5年間で下記4項目中の2項目以上、且つ単項の契約額が1000万元以上の市政公共工事施工の請負或いは主体工事を引き受けたことがあり、工事は品質的に合格である。(後省略、詳細は添付ファイル(中国))
- 6) 資本金ならびに実際受取資本は200万以上、固定資産は100万元以上。
- 参考:http://www. nanjing. gov. cn/gsgg/qyzz/201003/t20100308\_291155. htm (後省略、詳細は添付ファイル(中国))
- 7)第十四条 以下の条件は資格予審するための必要合格条件の中の必ず選ぶ条件(即ち入札募集人が資格予審で必ず選び、入札申請者の資格予審合格の少なくとも満足しなければいけない条件1)単独で契約を締結することができる;(後省略、詳細は添付ファイル(中国))
- 8)企業は最近5年間で下記5項目中の3項目以上の市政公共工事施工の請負或いは主体工事を引き受けたことがあり、工事は品質的に合格である。(後省略、詳細は添付ファイル(中国))

参考: http://baike.baidu.com/view/2315926.htm#5

- 9) キャリヤと信用
- 1. 独立企業法人資格を有する。
- 2. 良い社会信用と一定の経済力を有し、企業資本金は50万元以上。(後省略、詳細は添付ファイル(中国))

http://beijing.edeng.cn/diguxinxi/44717088.html

10)企業は最近5年間で下記4項目中の2項目以上、且つ単項の契約額が3000万元以上の市政公共工事施工の請負或いは主体工事を引き受けたことがあり、工事は品質的に合格である。(後省略、詳細は添付ファイル(中国))

# 1.3 中国の情報源情報

中国の情報源情報について、以下に示す。

	情報内容	情報源	媒体	URL・書籍名	備考
(1)廃	①廃棄物処理・3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/CNE05_13.h tm	
棄物処理・	①廃棄物処理・3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/CNE05_16.h tm	
3 R関連情	①廃棄物処理・3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/CNE05_17.h tm	
情報	①廃棄物処理・3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/CNE05_24.h tm	
	①廃棄物処理・3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/CNE04_14.h tm	
	①廃棄物処理·3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/CNE04_19.h tm	
	①廃棄物処理·3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/CNE04_20.h tm	
	①廃棄物処理・3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/CNE04_61.h tm	
	①廃棄物処理・3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/down/cne04 01.pdf	
	①廃棄物処理・3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/CNE04_70.h tm	
	①廃棄物処理・3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/CNE04_69.h tm	
	①廃棄物処理・3R制度	JICA website	Webページ	http://www.china- epc.cn/japan/CNE/CNE04_74.h tm	
	②廃棄物処理・3Rに関係する中央政府や地方自 治体の行政機関、関係団体等に関する情報	JETROwebsite	Webページ	http://www.jetro.go.jp/jfile/repo rt/07000126/china_kankyo.pdf	
	③廃棄物の種類毎の発生量及びその総量並びに これらの将来予測	Urban Development Working Papers East Asia Infrastructure Department World Bank	Webページ	http://siteresources.worldbank. org/INTEAPREGTOPURBDEV/ Resources/China-Waste- Management1.pdf	
	都市ごみ発生量	中国統計年鑑	Webページ	http://www.stats.gov.cn/tjsj/nd sj/	書籍の方が先に発行される(毎年9月に発行)
	産業廃棄物発生量	中国統計年鑑	Webページ	http://www.stats.gov.cn/tjsj/nd sj/	書籍の方が先に発行される(毎年9月に発行)
	④廃棄物の処理方法毎の処理量及びその総量並 びにこれらの将来予測	JETROwebsite	Webページ	http://www.jetro.go.jp/jfile/repo rt/05001469/05001469_001_BU P_0.pdf	
	都市ごみ処理方法別処理量	中国統計年鑑	Webページ	http://www.stats.gov.cn/tjsj/nd sj/	書籍の方が先に発行される(毎年9月に発行)
	産業廃棄物再生利用量	中国統計年鑑	Webページ	http://www.stats.gov.cn/tjsj/nd sj/	書籍の方が先に発行される(毎年9月に発行)

	情報内容	情報源	媒体	URL·書籍名	備考
(1)廃	⑤ 廃棄物処理・3Rに係るインフラ整備状況及び その将来予測	JETROwebsite	Webページ	http://www.jetro.go.jp/jfile/repo rt/05001469/05001469_001_BU P_0.pdf	
棄物処理・	堆肥化・焼却炉・最終処分場の施設数	中国統計年鑑	Webページ	http://www.stats.gov.cn/tjsj/nd sj/	書籍の方が先に発行される(毎年9月に発行)
3 R 関連	⑥ 廃棄物処理・3Rに係る市場規模及びその将来 予測	JETROwebsite	Webページ	http://www.jetrogojp/jfile/repo rt/07000126/china_kankyo.pdf	
情報	⑦ 廃棄物処理・3Rに係る企業の状況(企業数、業態、売り上げ等)	JETROwebsite	Webページ	http://www.jetrogojp/jfile/repo rt/07000126/china_kankyo.pdf	
	⑦ 廃棄物処理・3Rに係る企業の状況(企業数、業態、売り上げ等)	JETROwebsite	Webページ	http://www.jetro.go.jp/jfile/repo rt/05001469/05001469_001_BU P_0.pdf	
	⑧ 廃棄物処理・3Rに係る人々の意識	JETRO 国·地域別情報	Webページ	http://www.jetro.go.jp/jfile/repo rt/07000557/china_kankyoseisa k.pdf	
	⑤ 廃棄物処理・3Rに関するビジネス慣習	JETROwebsite	Webページ	http://www.jetro.go.jp/jfile/repo rt/07000126/china_kankyo.pdf	
	⑩ 日本の他省庁・関係団体の関連する活動	JETROwebsite	Webページ	http://www.jetro.go.jp/jfile/repo rt/07000126/china_kankyo.pdf	
	⑪ 廃棄物関連産業育成計画	JETROwebsite	Webページ	http://www.jetro.go.jp/jfile/repo rt/05001469/05001469_001_BU P_0.pdf	
(2)社会	①人口の経年推移	世界銀行統計データベース	Webページ	databank.worldbank.org/	
会・経済の	人口密度	中国統計年鑑	Webページ	http://www.stats.gov.cn/tjsj/nd sj/	書籍の方が先に発行される(毎年9月に発行)
状況	人口密度	世界銀行統計データベース	Webページ	databank.worldbank.org/	
	②国内総生産の経年推移	中国統計年鑑	Webページ	http://www.stats.gov.cn/tjsj/nd sj/	書籍の方が先に発行される(毎年9月に発行)
	②国内総生産の経年推移	世界銀行統計データベース	Webページ	databank.worldbank.org/	
	一人当たりGDP	中国統計年鑑	Webページ	http://www.stats.gov.cn/tjsj/nd sj/	書籍の方が先に発行される(毎年9月に発行)
	一人当たりGDP	世界銀行統計データベース	Webページ	databank.worldbank.org/	
	③産業構造	JETRO 国·地域別情報	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asi a/cn/stat_01/	
	③産業構造	外務省国別情報	Webページ	http://www.mofa.go.jp/mofaj/ar ea/china/data.html	
	④物流	ARCレポート中国2011/12年版	新聞·書籍	『ARCレポート中国2011/12年版』平成23年 ARC国別情勢研究会p91-92	
	④物流	ARCレポート中国2011/12年版	新聞·書籍	『ARCレポート中国2011/12年版』平成23年 ARC国別情勢研究会	

	情報内容	情報源	媒体	URL·書籍名	備考
(2)社	⑤商習慣	ARCレポート中国2011/12年版	新聞·書籍	『実務担当者のための最新中 国物流』 2008 株式会社日 通総合研究所 p41	
会・経済の	⑤商習慣	JETROウェブサイト	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest_02/	
状況	⑤商習慣	JETROウェブサイト	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest_03/	
	⑤商習慣	JETROウェブサイト	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest_04/	
	⑤商習慣	JETROウェブサイト	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest_05/	
	⑤商習慣	JETROウェブサイト	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/c n/invest_08/	
	⑤商習慣	JETROウェブサイト	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/c n/ip/pdf/2010_licnece.pdf	
	⑤商習慣	JETROウェブサイト	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest_09/	
	外資に対する規制(規制業種・禁止業種、出資比率、外国企業の土地所有の可否、外国企業の土地所有の可否、外国企業の土地所有の可否、その他規制)	JETROウェブサイト	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/ip/pdf/2008_risk.pdf	
	外資に対する奨励(奨励業種、各種優遇措置)	JETRO 国·地域別情報	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asi a/cn/invest_02/	
	税制(法人税、二国間租税条約、その他税制)	JETRO 国·地域別情報	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest_03/	
	外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用	JETRO 国·地域別情報	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest.04/	
	技術・工業および知的財産供与に関わる制度	JETRO 国·地域別情報	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest.05/	
	知的財産に関する情報	JETRO 国·地域別情報	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest_08/	
	知的財産に関する情報	『中国知財リスク対策マニュアル』特許庁委 託 ジェトロ知的財産権情報	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/ip/pdf/2008_risk.pdf	
	税制(法人税、二国間租税条約、その他税制)	JETRO 国·地域別情報	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest_08/	
	外国企業の会社設立手続き・必要書類、現地での 資金調達制度	JETRO 国·地域別情報	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest_08/	
	⑥生活習慣	JETRO 国·地域別情報	Webページ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/ cn/invest_09/	
	⑥生活習慣	ARCレポート中国2011/12年版	新聞·書籍	『ARCレポート中国2011/12年版』平成23年 ARC国別情勢研究会p156	
	書語	中国投資ハンドブック 戦略と実務の必読書	新聞·書籍	『中国投資ハンドブック 戦 略と実務の必読書』2009 財団法人日中経済協会 P18	
	宗教	外務省各国情報	Webページ	http://www.mofa.go.jp/mofaj/ar ea/china/data.html	

ſ	情報内容	情報源	媒体	URL·書籍名	備考
~ 2	⑦生活水準、平均年数	外務省各国情報		http://www.mofa.go.jp/mofaj/ar ea/china/data.html	
全、糸 汾 の	<ul><li>⑧歴史(廃棄物、環境問題等に関わるもの)</li></ul>	中国投資ハンドブック 戦略と実務の必読書		『ARCレポート中国2011/12年版』平成23年 ARC国別情勢研究会p132-133	
北沙		JETROウェブサイト	Webページ	http://www.jetro.go.jp/jfil e/report/07000126/china_kan kyo.pdf	
	<ul><li>⑨廃棄物処理・3R事業を行う上での各種規制(環境規制、建築規制、物流規制)</li></ul>	中国の環境に対する市民意識と環境関連政策		http://www.jetro.go.jp/jfile/report/ 07000557/china_kankyoseisak.pdf	